

1 農地中間管理機構による集積・集約化活動 [新規]

【(所要額) 103,892 (一) 百万円】

対策のポイント

担い手への農地集積と集約化により農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿として都道府県段階に農地中間管理機構（仮称）を整備し、活用を図ります。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高めていくためには、担い手への農地集積と農地の集約化を更に加速していく必要があります。
- ・このため、都道府県段階に農地中間管理機構を整備し、担い手への農地集積・集約化を加速的に推進していきます。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主要内容>

1. 農地中間管理機構事業 65,532 百万円
担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の中間受け皿となる公的機関（都道府県段階の農地中間管理機構）の整備及びその活動を支援します。
2. 機構集積協力金交付事業 13,954 百万円
人・農地プランの話合いの中で農地中間管理機構にまわって農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を支払います。
3. 機構集積支援事業 12,563 百万円
農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地基本台帳の電子化・地図化、耕作放棄地所有者への意思確認等を支援します。
4. 規模拡大交付金（特会） [所要額] 10,000 百万円
農地中間管理機構を通じて利用権を取得した担い手等を支援します。
5. 農地売買支援事業（特会） [所要額] 1,610 百万円
農地中間管理機構が農地を買い入れ、売り渡す事業を支援（買入資金への利子補給等）します。

補助率：定額
事業実施主体：指定法人、都道府県、市町村等

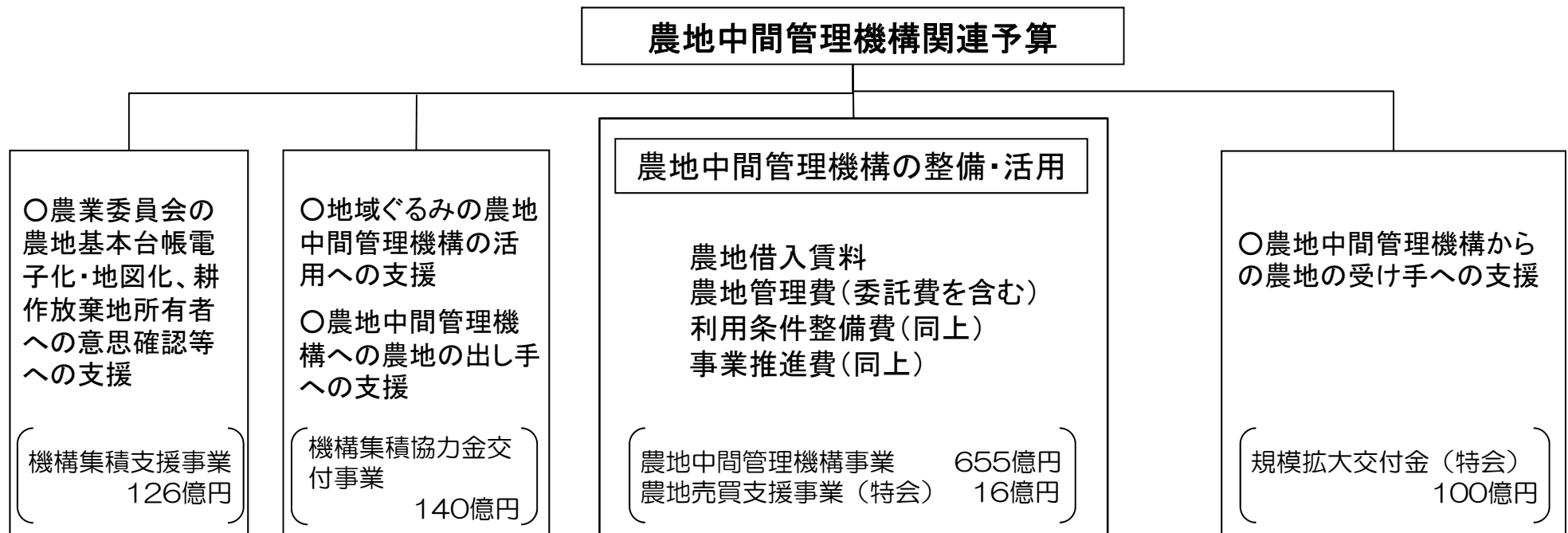
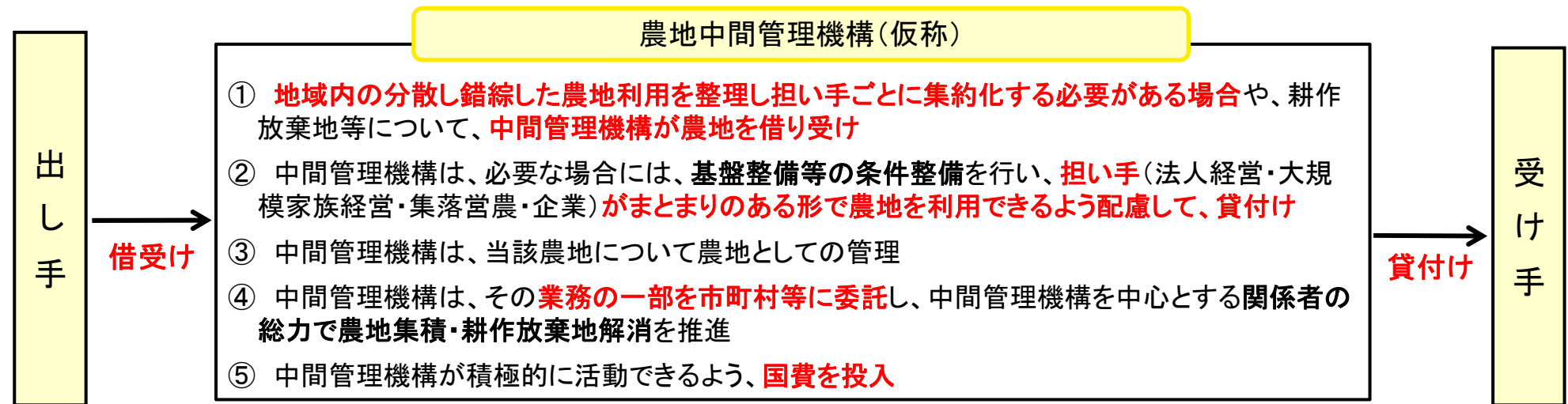
(関連対策)

- ① 農地の大区画化等の推進 (農業農村整備事業で実施) 50, 207百万円
農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けと連携した農地の大区画化・汎用化等を推進します。

- ② 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 [所要額] 2, 138百万円
荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援します。

お問い合わせ先：		
1～5の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
関連対策①の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
②の事業	農村振興局農村計画課	(03-6744-2442)

農地中間管理機構関連予算 【26年度概算要求額（所要額）1,039（-）億円】



2 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 2, 138 (1, 897) 百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構（仮称）等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消
(平成26年度において6千haの解消)

<主な内容>

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。

新たに農地中間管理機構（仮称）が行う再生作業の取組についても支援を拡充します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

補助率：定額（再生作業5万円/10a等）※、1/2以内等

事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

※ 農地中間管理機構（仮称）が行う再生作業については、助成単価を加算

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)]

平成26年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構（仮称）、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

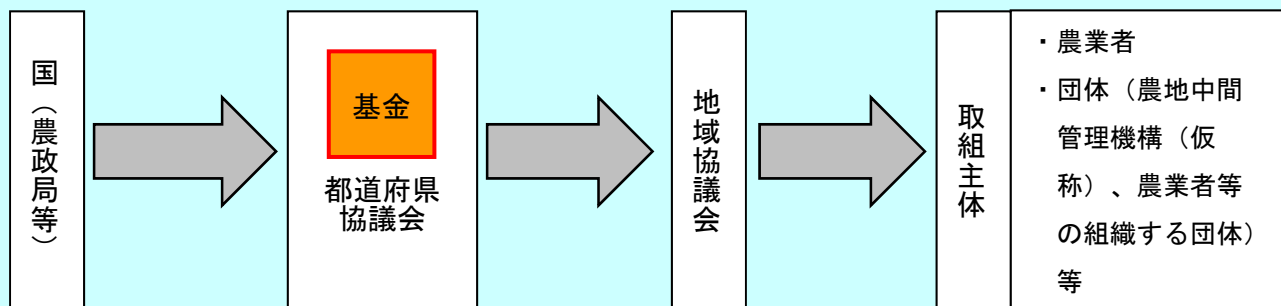
【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援**
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1／2以内等】）
 - ※ 農地中間管理機構（仮称）が行う再生作業については、助成単価を1万円/10a加算
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
 - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1／2以内等】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



3 人・農地問題解決加速化支援事業

【1, 188（1, 109）百万円】

対策のポイント

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを進め、地域の中心となる経営体への農地の集積が円滑に進むようにします。

<背景／課題>

- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在している中で、「人・農地プラン」についての継続的な話し合いと見直しにより、農地集積や新規就農・経営継承、地域の中心となる農業法人・集落営農の育成を促し、農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・「人・農地プラン」に位置付けられる集落営農等の中心経営体の育成を図るとともにこれらの経営体が安定的に経営発展していけるよう法人化を促し、地域農業の活性化を推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主要内容>

1. 人・農地プランの見直し支援等

261百万円

市町村等が、地域の中心となる経営体、そこへの農地の集積、地域農業のあり方を記載した人・農地プランの継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

※ 人・農地プランの検討会のメンバーの概ね3割以上は女性とします。

2. 地域連携推進員の活動支援

487百万円

人・農地プランの見直しや、集落営農の法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、普及員やJAのOB、リタイヤした高齢農業者のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

3. 農業経営の法人化等の支援

440百万円

集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6744-2143)]

4 新規就農・経営継承総合支援事業

【27,997(23,877)百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.2歳（平成24年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、実際には1万5千人（平成24年：40歳未満）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・このため、新規就農し定着する青年農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大します。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主な内容>

1. 青年就農給付金事業

20,017(17,490)百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

2. 農の雇用事業

7,451(5,792)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（最長2年間）するとともに、雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援します。

<各省との連携>

○厚生労働省

雇用就農の際のミスマッチを防ぐため、厚生労働省と連携し、農の雇用に先立ってトライアル雇用奨励金を活用することを推進。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 農業者育成支援事業

529(595)百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするとともに、農業界を牽引するトッププロを育成するため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等を支援します。

また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験（インターンシップ）の実施を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

新規就農・経営継承対策の全体像

【26年度概算要求額 27,997（23,877）百万円】

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農（※）	
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保 ①+②+③ 合計で 275億円 ・青年就農給付金 200億円 ・農の雇用事業 75億円	青年就農給付金(準備型) ① ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付 ○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始、農業法人等へ就農又は親元への就農をしなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保 法人側に対して農の雇用事業 ③ 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成(年間最大120万円、最長4年間)	青年就農給付金(経営開始型)② ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付 ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない ※親からの経営継承(親元就農から原則5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象(農地は親族からの貸借でも可)	農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業) 法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間) トッププロを目指す経営者育成のための助成
技術・経営力の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成		就農支援資金(無利子)【拡充】 経営体育成支援事業	スーパーL資金
機械・施設の導入 経営の複合化、多角化等に必要な物を含む				
農地の確保 就農相談等	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。	が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容		

5 経営体育成支援事業

【5, 030 (4, 663) 百万円】

対策のポイント

地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）に対し農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくため、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・ 重大な気象災害により被災した農業者の経営再開を支援する必要があります。

政策目標

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成

<主な内容>

経営体の育成・確保を推進するため農業用機械、施設の導入を支援します。

1. 融資主体補助型

中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

（補助率：融資残額（事業費の3／10上限）、定額）
事業実施主体：市町村）

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

（補助率：1／2以内（4,000万円上限））
事業実施主体：市町村）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

6 担い手への金融支援事業

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 8, 148 (7, 275) 百万円】

【農業法人投資育成事業出資金 2, 000 (－) 百万円】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置や農業法人に対する出資等の拡充により、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。
- ・ また、農業法人の規模拡大、事業成長に向けた取組を支援するためには、農業法人に対する出資等の拡充を図り、その財務基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

1. スーパーL資金の金利負担軽減措置

【26年度融資枠】 1, 200億円 (25年度融資枠：1, 000億円)

人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じます。

(貸付限度額)

個人： 3億円 (複数部門経営等は6億円)

法人： 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 農業法人に対する出資等による支援 [新規]

【出資額】 2, 000 (－) 百万円

意欲ある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」の規定により農業法人に対する投資育成事業を行う投資会社等の出資原資を株式会社日本政策金融公庫が出資します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業 経営局金融調整課 (03-6744-2165)
2の事業 経営局金融調整課 (03-6744-1395)

7 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【89, 519（89, 199）百万円】

対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填して農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。
- ・また、価格低下も含めた収入減少を補填する収入保険の導入に向け、調査・検討を進めていく必要があります。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保
（水稻、麦は、共済金が年内に支払われた農業者数の割合、その他の品目（果樹、畑作物）は、共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に行う割合を100%とする。）

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50,110（50,110）百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1／2を国庫が負担します。交付事務の簡素化のため、農業者に直接交付するのではなく、国の一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れられ、さらに、農業共済組合連合会又は農業共済組合（又は農業共済事業を営む市町村）に交付します。

補助率：1／2	
農作物共済（麦）	： 50～55%
家畜共済（豚）	： 40%
畑作物共済（蚕繭以外）	： 55%
事業実施主体：農業共済団体等	

2. 農業共済事業事務費負担金 38,585（38,585）百万円

被災農業者に対する共済金支払等に係る事務処理が、迅速、適正かつ円滑に実施されるよう、農業災害補償法に基づき、農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費等）を負担します。

補助率：定額	
事業実施主体：農業共済団体	

3. 収入保険制度検討調査費[新規] 321（一）百万円

収入保険の導入に向け、制度設計を進めるために必要な過去の農業者の収入データの収集、加入者の収入の捕捉の方法等に係る調査・検討を実施します。

委託費	
委託先：民間団体等	

お問い合わせ先：			
1、3の事業	経営局保険課	(03-3502-7337)	
2の事業	経営局保険監理官	(03-3591-5009)	

8 女性の能力の積極的な活用

対策のポイント

農林水産省の施策において、地域計画づくりへの女性参画の要件化や女性による事業活用の促進等により、女性の能力を積極的に活用します。

<背景／課題>

女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、その能力の発揮を一層促進する必要があります。

政策目標

地域農業の活性化や6次産業化における女性の能力の活用

<主な内容>

1. 「人・農地プラン」の企画・立案段階からの女性の参画促進

地域の中心となる経営体や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性が概ね3割以上参画することとします。

2. 地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援

61,346百万円の内数

経営体向けの補助事業については、女性農業者等の積極的な活用が望まれることから、女性農林漁業者のネットワーク等を通じて女性にこれら事業を活用できることを周知徹底するとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

○ 経営体育成支援事業

5,030百万円の内数

女性農業者グループも含め、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業用機械・施設等の導入を通じて経営の改善に向けた取組を行う場合の経費を支援します。

○ 6次産業化支援対策

3,651百万円の内数

女性グループも含め、6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援します。

※この他の事業においても、女性の取組の促進に配慮した措置を講じます。

3. 女性経営者の飛躍的な発展支援

○ 輝く女性農業経営者育成事業

76百万円

次世代リーダーとなりうる先鋭的な女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援します。

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6600)]

チャレンジする女性への支援のための施策

女性農業者等が積極的に採択されるよう配慮するもの等

総額 61,346百万円の内数

事業名	事業内容	予算額等
経営体育成支援事業	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成・確保を図るために必要な農業用機械等の整備を支援。 〔 農業経営の多角化等に取り組む女性を含む団体等も助成対象とします。 〕	5,030百万円の内数
6次産業化支援対策	6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。 〔 女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組について支援します。 〕	3,651百万円の内数
強い農業づくり交付金	国産農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。 〔 女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和をします。 〕	33,422百万円の内数
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 〔 「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組（地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等）を支援します。 〕	2,300百万円の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組みを支援。 〔 女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援します。 〕	7,000百万円の内数
強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）	産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援。 〔 女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援します。 〕	3,250百万円の内数
「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうち女性林業者等定着支援	女性林業者の定着を支援するため、女性林業グループ等を対象に全国レベルの交流会や優良活動事例等の情報提供を実施。	6,647百万円の内数
沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業	漁村女性の資質向上のための研修・情報交換等を実施。また、漁村女性が取り組む漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動に対して支援。	45百万円の内数

事業の実施に当たり、女性農業者等の参画に配慮するもの

事業名	事業内容	予算額等
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組みを支援。 〔 計画申請時に、女性参画促進に向けた取組方針又は取組の有無を確認する事とします。 〕	7,000百万円の内数
森林・山村多面的機能発揮総合対策	地域住民が中心となった民間活動組織が実施する、地域の森林の保全管理等の取組に対し支援。 〔 本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画すること等を要件とします。 〕	4,655百万円の内数

9 農業者年金事業

【121, 944(121, 582) 百万円】

対策のポイント

- ・ 国民年金の2階部分として、農業者の老齢時に年金等を支給する事業を行います。
- ・ 意欲ある農業者に対し、経営を支援するため保険料の一部を助成し、農地等を経営継承して農業から引退した時に特例付加年金として支給します。

<背景／課題>

- ・ 昭和46年に創設された旧農業者年金（旧制度）は、農業者の老後生活の安定とともに、経営移譲の促進により、農業構造の改善に寄与してきました。
- ・ 平成14年に創設された新農業者年金（新制度）では、**年金原資を自ら積み立てる方式を導入し**、制度の安定を図るとともに、意欲ある農業者の経営を支援する仕組みになっています。

政策目標

独立行政法人農業者年金基金による農業者年金制度の適切な運用

<主な内容>

1. 農業者年金給付費等負担金 120, 711 (120, 380) 百万円
旧制度の受給者等に対し年金等を給付します。
2. 特例付加年金助成補助金 1, 233 (1, 202) 百万円
意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成します。助成分の保険料は、特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

(関連措置)

- （独）農業者年金基金運営費 3, 293 (3, 320) 百万円
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

（補助率：定額
事業実施主体：（独）農業者年金基金）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6738-6163)]

10 農業農村整備事業（公共）

【319, 666（262, 733）百万円】

対策のポイント

担い手への農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害防止対策等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を推進するためには、狭小・不整形の農地の大区画化や汎用化、畑地かんがい等が必要です。
- ・地震・集中豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を強化して推進することが必要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率（約2割（平成23年度）→約6割（平成28年度））
- 基幹水利施設の機能診断済みの割合（約4割（平成22年度）→約7割（平成28年度））

<主な内容>

1. 強い農業の基盤づくり

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構（仮称）を活用した農地の大区画化・汎用化、畑地かんがいや水路のパイプライン化等を実施します。

2. 農村地域の防災・減災

基幹的な農業水利施設やため池等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

3. 農業水利施設の長寿命化

老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

国営かんがい排水事業（1、2、3）	122, 807（116, 798）百万円
国営農地再編整備事業（1）	23, 520（13, 960）百万円
国営総合農地防災事業（2）	21, 403（16, 743）百万円
水資源機構かんがい排水事業（2、3）	7, 426（5, 667）百万円
農業競争力強化基盤整備事業（1）	47, 309（32, 417）百万円
農業基盤整備促進事業（1）	31, 102（22, 000）百万円
農業水利施設保全合理化事業（1）	6, 353（4, 409）百万円
農村地域防災減災事業（2）	33, 669（27, 009）百万円
国庫負担率・補助率：2／3、1／2等	
事業実施主体：国、都道府県等	

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

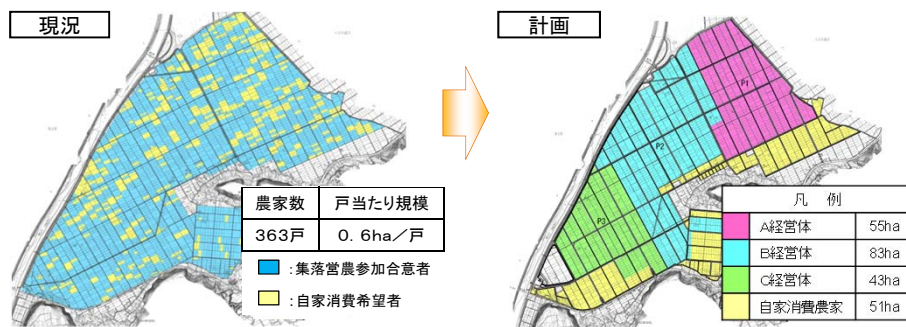
農業農村整備事業

〔平成26年度予算概算要求：319,666百万円〕
〔平成25年度当初予算：262,733百万円〕

1. 強い農業の基盤づくり

- 担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構（仮称）を活用した**農地の大区画化・汎用化**、**畑地かんがい**や**水路のパイプライン化**等を実施。

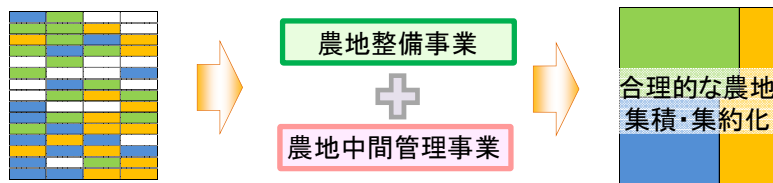
●地域全体の一体的な農地整備



●簡易整備による区画拡大



●農地中間管理機構（仮称）の活用



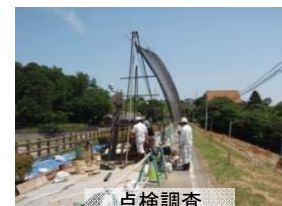
●畑地かんがいの整備



2. 農村地域の防災・減災

- 基幹的な農業水利施設やため池等の**耐震診断**や**ハザードマップの作成**、**耐震化工事**、集中豪雨による農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

●ため池の点検・整備



●ハザードマップの作成



●ため池下流の住宅の安全確保



●洪水被害防止対策



3. 農業水利施設の長寿命化

- 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確**に実施します。

●農業水利施設の補修・更新



11 森林整備事業・治山事業（公共）

【210, 409（179, 642）百万円】

対策のポイント

- ・ 施業集約化、路網整備等の取組を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。
- ・ 事前防災・減災の観点から山地防災力の強化に向けた総合的な治山対策による「緑の国土強靱化」を推進します。

<背景／課題>

- ・ 我が国の森林資源を活かし、安定的な木材の供給体制を構築するとともに、二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）を確保するため、**森林施業の集約化、路網の整備、間伐等を推進する必要があります。**
- ・ 集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ等の食害による森林被害が各地で増加しており、国民の生命・財産を守るための治山対策や森林保全再生対策を推進する必要があります。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の増加

<主な内容>

1. 森林整備事業 138, 792（118, 498）百万円

- （1）施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します（「保育間伐」を新設するとともに、切捨間伐の助成対象を見直し、対象齢級を現行の5齢級から7齢級に引き上げ）。

また、現場の実態に即して必要な施業を推進できるよう、森林経営計画制度の見直しを進めます。

森林環境保全直接支援事業 32, 351（23, 193）百万円
林業専用道整備対策 11, 415（12, 521）百万円
国費率：10／10、1／2、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- （2）所有者の自助努力によっては適正な整備ができない条件不利地等を対象として、公的主体による間伐等の森林整備を支援します。

環境林整備事業 6, 050（4, 500）百万円
水源林造成等事業 25, 754（23, 952）百万円
国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

[平成26年度予算概算要求の概要]

- (3) 気象害や食害による被害森林において、被害木の除伐や苗木の補植、苗木を鳥獣被害から守るための防護柵の整備等の**森林保全再生対策を推進**します。

森林保全再生整備事業	2, 000 (0) 百万円
国費率:	3 / 10 等
事業実施主体:	都道府県、市町村等

- (4) 地球温暖化防止のため、地域の実態に即して間伐や路網整備等を行えるよう、**現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を実施**します。また、路網の助成単価を見直し、「mあたり1万4千円定額」での支援措置を含め、多段階の単価設定とします。

美しい森林づくり基盤整備交付金	1, 500 (1, 000) 百万円
国費率:	1 / 2
事業実施主体:	市町村、森林所有者等

2. 治山事業

71, 617 (61, 144) 百万円

(1) 山地防災力の強化

荒廃山地の復旧整備や水土保持機能が低下した森林の整備を一体的に実施するとともに、山地災害から避難経路の保全を図り、**集落の孤立化を防止**するなど、**山地防災力の強化に向けた取組を推進**します。

また、崩壊危険箇所の把握等の脆弱性評価を行い、効果的な治山計画の作成を図ります。

山地治山総合対策事業	38, 344 (30, 889) 百万円
水源地域等保安林整備事業	9, 282 (9, 290) 百万円
治山事業調査費	173 (173) 百万円の内数
国費率:	10 / 10、1 / 2 等
事業実施主体:	国、都道府県

(2) 津波に強い海岸防災林の整備

南海トラフ巨大地震等により発生が想定される津波に対する**多重防御の一つとして「粘り強い海岸防災林」の整備を推進**します。

防災林造成事業	2, 892 (2, 457) 百万円
国費率:	10 / 10、1 / 2 等
事業実施主体:	国、都道府県

※ () 内に記載する治山事業の25年度予算額は、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分(津波対策144百万円)を含む。

お問い合わせ先:	
1の事業 林野庁整備課	(03-6744-2303)
2の事業 林野庁治山課	(03-6744-2308)

平成26年度林野公共事業の概算要求について

現状と課題

「攻めの農林水産業」の展開

- 人工林資源が本格的に利用期を迎える
- 林業を成長産業として確立するため、安定的な木材の供給体制の構築が必要

（施業の集約化、路網整備による生産基盤の強化が必要）

地球温暖化防止

- 森林吸収源対策については、新たな算入上限値3.5%を目指す
- 間伐等特措法を改正し、起債の特例措置の財政支援等を平成32年度まで延長

（年平均52万haの間伐、再造林等による森林吸収量の着実な確保が必要）

国土強靱化への対応

- 集中豪雨や地震等による激甚な災害が各地で発生
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨等による大規模災害に備えた国土の強靱化が課題

（崩壊地等の復旧整備に加え、事前防災・減災の観点からの治山対策の強化が急務）

震災復興対策

- 東日本大震災による未曾有の被害

（海岸防災林の復旧・再生、放射能汚染への対応が急務）

平成26年度要求内容

「攻めの農林水産業」を展開するため、我が国の森林資源を活かし、林業の成長産業化に向けた取組を推進。また、森林吸収源対策について、将来の枠組下でも十分な貢献ができるよう取組を強化するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ「緑の国土強靱化」を推進。

森林整備事業

～林業の成長産業化と森林吸収源対策の推進～

○間伐等

- ・ 国産材の安定的な供給体制の構築の基盤とするため、集約化を進め、搬出間伐とこれと一体となった路網整備を推進。
- ・ 地域の実態に即した適切な施業を実施できるよう森林経営計画制度の見直しを進めるとともに、切捨間伐の補助対象の拡充（「保育間伐」を新設するとともに対象年齢を5年齢から7年齢に引き上げ）、間伐等特措法に基づく施業を推進。
- ・ 森林吸収量の着実な確保のため、条件不利地や奥地水源林における公的主体による針広混交林化や広葉樹林化に向けた森林整備、再造林の円滑な実施にも資するコンテナ苗の植栽等の造林コスト低減に向けた取組を推進。
- ・ 森林荒廃の防止が図られ、森林の公益的機能が適切に発揮されるよう、気象害や食害による被害森林において、被害木の除去や補植、鳥獣の誘引場所としての食害森林の活用等の森林保全再生対策を実施。

○路網整備

- ・ 搬出間伐等の森林施業の効率的な実施を図るため、「mあたり1万4千円定額」での支援措置を含め、地域の実態に即した路網の整備を推進。

治山事業

～山地防災力の強化のための総合的な治山対策による緑の国土強靱化の推進～

○荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施による災害に強い森林づくり

- ・ 荒廃山地の復旧整備等と併せ、その周辺において荒廃森林の整備を一体的に実施することにより、局地的な集中豪雨が頻発する状況の中で災害に強い森林づくりに向けた取組を推進。

○大規模災害発生時において人命を守り抜く治山対策

- ・ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時であっても、避難経路を確保するとともに、集落の孤立化を防止するため、治山対策の保全対象を拡大（避難経路の保護を追加）。

○治山施設の機能強化・長寿命化

- ・ 既存の治山施設の点検・機能強化等による低コスト化・長寿命化の推進。

○津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備の推進

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、津波や高潮に対する抵抗力を強化した「粘り強い海岸防災林」の整備を推進。

復旧・復興対策（森林整備・治山）

- ・ 海岸防災林の復旧・再生を推進するとともに、放射性物質の影響により整備が進みがたい人工林等において、公的主体による間伐等を引き続き推進。

成果

林業の成長産業化の実現

国産材の安定供給体制の確立

地球温暖化防止への貢献

災害に強い安全で安心できる地域の創造

震災からの復興再生

12 水産基盤整備事業（公共）

【84, 506（72, 149）百万円】

対策のポイント

- ・ 食の安全や海外市場の開拓に向けて漁港の高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・ 自然災害に強く安全で安心な漁港の整備や施設の老朽化対策を計画的に推進します。

<背景／課題>

- ・ 日本再興戦略に基づき水産業を成長産業にするため、水産物流通の拠点となる漁港における高度衛生管理対策、水産資源の安定確保を図るための漁場整備を推進し、競争力の強化を図る必要があります。
- ・ 国土強靱化に資するため、漁港施設の計画的な長寿命化対策や大規模自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策を推進することが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加（29%（21年度）→概ね70%（28年度））
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上（概ね11万トンの増産（28年度））
- 流通拠点漁港における陸揚げ用岸壁の耐震化の推進（20%（21年度）→概ね65%（28年度））

<主な内容>

1. 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

30, 923（24, 545）百万円

輸出促進及び国内市場の競争力強化を図るため、高度衛生管理型漁港の整備を推進します（15, 879百万円）。

また、食料安定供給のための漁場整備を推進します。（15, 044百万円）

直轄漁港整備事業	8, 023（2, 150）百万円
フロンティア漁場整備事業	3, 000（2, 249）百万円
水産流通基盤整備事業	6, 300（5, 250）百万円
水産環境整備事業	12, 044（9, 357）百万円
水産生産基盤整備事業	1, 133（2, 544）百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策

50, 074（46, 343）百万円

地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、防波堤の耐波性能の確保や岸壁の耐震化、老朽化した漁港施設の長寿命化・更新を適切に推進します。

直轄漁港整備事業	9, 158（9, 604）百万円
水産流通基盤整備事業	6, 872（6, 566）百万円
水産物供給基盤機能保全事業	14, 003（10, 025）百万円
漁港施設機能強化事業	8, 723（7, 339）百万円
水産生産基盤整備事業	11, 208（12, 726）百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

※（）内に記載する25年度予算額は、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策2,410百万円）を含む。

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

13 農山漁村地域整備交付金（公共）

【132, 155（112, 828）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を生かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備**を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**します。

政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率 66%（平成28年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、以下の整備のうち、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上につながる農林水産業の基盤づくり**を推進する事業を選択することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

※()内に記載する25年度予算額は、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策617百万円）を含む。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200)
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842)
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

【農業農村整備】



【森林基盤整備】



【水産基盤整備】



【海岸保全施設整備】



同一都道府県・市町村内

農村

農業農村分野

農村振興局

山村

森林分野

林野庁

漁村

水産分野

水産庁

「農山漁村地域整備計画」を策定して実施

交付金の仕組み

農山漁村

農業農村分野＋森林分野＋水産分野＋効果促進

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に実施（関係事務の一本化・統一化）

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能（農・林・水横断的な予算融通が可能）

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表（客観性・透明性の確保）

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

14 強い農業づくり交付金

【33,422(24,422)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題です。
- ・ これらの課題の解決を図り、「攻めの農林水産業」の実現に向け、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等の支援が必要です。

政策目標

- パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大
(7%(平成20年度)→19%(平成32年度))
- 1中央卸売市場当たりの平成20年度における取扱金額(557億円)を平成26年度まで維持等

<主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備、畜舎等の経営資源の有効活用等を支援します。

また、「攻めの農林水産業」の実現に向け、農畜産物輸出に向けた体制整備、新品種・新技術等を活用して「強み」のある産地形成を支援するための優先枠を創設します。

〔優先枠の例〕

- ・ 輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備
- ・ 産地における新品種の種苗確保に向けた生産体制の整備等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

被災時を含めた食料の安定的な供給体制等を確保するため、中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
2の事業 食料産業局食品製造卸売課 （03-6744-2059） ）

強い農業づくり交付金

平成26年度概算要求額: 33, 422 百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。また、日本再興戦略等に基づき、「攻めの農林水産業」を実現するため、農畜産物の輸出の促進及び新品種等の導入による「強み」のある産地形成に係る取組について優先枠を設定し、積極的に支援します。

補助対象:

① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

交付率:

都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体:

都道府県、市町村、農業者団体等

交付先:

国 ⇒ 都道府県

事業の流れ



優先枠の設定

① 農畜産物輸出に向けた体制整備【60億円】

○輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備を支援



HACCP対応食肉処理施設

② 「強み」のある産地形成に向けた体制整備【30億円】

○新品種・新技術等の導入により、需要に対応した産地の形成に必要な施設の整備を支援



内部品質を測定する光センサー

15 森林・林業再生基盤づくり交付金

【2, 200 (1, 612) 百万円】

対策のポイント

森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、この資源を保全しながら活用することにより、森林の多面的機能を最大限発揮させることが重要です。
- ・このため、森林資源を活かした成長分野の創造に向け、木材利用の拡大・促進、森林から消費者までをつなぐ需要に応じた木材流通体制の構築、木材を安定供給できる効率的な森林の整備・保全の推進といった「攻めの農林水産業」を展開するための取組を戦略的に進めていくことが必要です。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上
(4割(平成21年度)→6割(平成27年度))
- 公共建築物の木造率の向上
(8.3%(平成22年度)→24%(平成27年度))

<主な内容>

1. 木材利用の拡大

木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設など木材利用の拡大に資する施設の整備を支援します。

2. 木材製品の安定的な供給

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、木材加工流通施設等の整備を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

民有林と国有林の連携を盛り込むなどした広域流通型の構想や、山元と地域に根付いた加工工場等の連携による地域循環型の構想の実現に必要なストックヤードなどの流通施設等の整備を支援します。

4. 林業再生に必要な条件整備

円滑な森林整備・林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入や、林業の担い手となる人材の労働安全指導等を支援します。また、山村地域の経済振興に重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備等を支援します。

5. 森林の公益的機能の発揮等

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林環境教育や林業体験学習の場となる森林フィールドの整備、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害及び林野火災の防止等による森林資源の保護、山地災害に対する地域の防災体制の強化等を支援します。

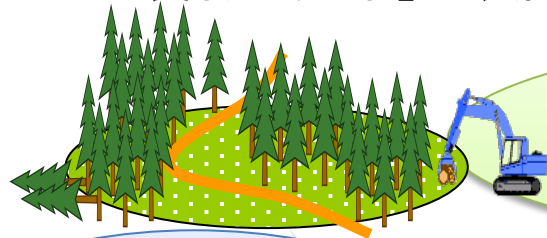
〔補助率：定額(1/2、1/3等)
事業実施主体：地方公共団体、民間団体〕

[お問い合わせ先：林野庁経営課(03-3502-8055)]

森林・林業再生基盤づくり交付金（拡充）

【2, 200百万円】

森林・林業分野において、
「攻めの農林水産業」の展開に対応するために必要な施設・機械の整備等を支援します。



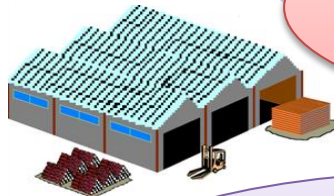
○ 林業再生に必要な条件整備

- ◆ 高性能林業機械等の導入
(機械の購入及びレンタル利用に対する支援)
- 特用林産の振興
- 林業担い手等の育成確保



○ 森林の公益的機能の発揮等

- 森林病虫害や野生鳥獣による被害防止、森林環境の保全
- 山地災害に対する地域の協力体制の整備
- 森林環境教育、体験活動の場となる森林・施設の整備



「攻めの農林水産業」の展開

○ 木材製品の安定的な供給

○ 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

- 安定供給を可能とする木材加工流通施設の整備
- 安定取引構想の実現に必要な流通施設等の整備



○ 木材利用の拡大

- 木造公共建築物等の整備
- 木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



●ハード事業、■ソフト事業、◆ハード及びソフト事業 ※ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

16 強い水産業づくり交付金

【7, 000 (6, 138) 百万円】

対策のポイント

産地における水産業の強化や漁港・漁村における防災・減災対策の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の発展のためには、産地における水産業の強化の取組を推進し、防災・減災の観点から全国的なインフラ整備を見直すことが重要です。
- ・このため、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等を図ることや、漁港・漁村において災害の未然防止、災害時の応急対応等に資する取組を推進する必要があります。

政策目標

- 産地協議会による産地水産業強化計画の策定数
(74計画(平成23年度)→224計画(平成26年度))
- 漁村の人口に対し、避難施設が確保されている人口の割合を
5%以上増加(55%(平成24年度)→60%以上(平成28年度))

<主な内容>

1. 産地水産業強化支援事業

3, 250 (3, 250) 百万円

- (1) 漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組に対して支援します。
- (2) (1) の計画実現のために必要となる施設の整備について支援します。
- (3) 産地における水産業強化の取組を一層推進するため、漁村共通の課題を調査・検討し、成果を全国に普及する活動等を支援します。

交付率：(1) 定額(1/2以内)、(2) 定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)、
(3) 定額(10/10)
事業実施主体：(1) 産地協議会、(2) 市町村、水産業協同組合、民間団体等、
(3) 民間団体

2. 漁港防災対策支援事業

2, 577 (2, 577) 百万円

漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を支援します。

交付率：定額(1/2、5.5/10、2/3以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

3. 水産業強化対策事業

1, 174 (311) 百万円

都道府県や複数市町村等広域的な対応が必要となる種苗生産施設、漁港漁場の機能向上のための施設整備等を支援します。

交付率：定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課(03-6744-2391)]

強い水産業づくり交付金

〔平成26年度概算要求額
7,000(6,138)百万円〕

1. 産地水産業強化支援事業

産地における水産業の強化

産地協議会
(漁業者団体・市町村等)

産地水産業強化計画

所得の向上、地先資源の増大等による産地における水産業の強化計画

産地における水産業強化の取組を効率的に推進するための指導・助言等

(ソフト事業)

検討会、マーケティング、技術講習会等
【交付率: 定額(1/2以内)】



(ハード事業)

加工処理施設、荷捌き施設、冷凍冷蔵庫、給油施設等
【交付率: 定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)】



漁業者の所得向上、漁業が存続できる漁村の形成

水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保

2. 漁港防災対策支援事業

漁村における防災・減災対策の推進



(ハード事業) 【交付率: 定額(1/2、5.5/10、2/3)】

※「南海トラフ地震特別措置法」に基づく避難施設・避難路の整備は定額(2/3)【拡充】

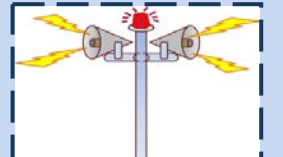
対象事例



津波避難施設



津波漂流物防止柵



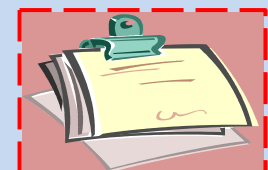
防災無線

(ソフト事業) 【交付率: 定額(1/2)】

対象事例



ハザードマップの作成



避難マニュアルの作成

災害に強い漁村づくり

3. 水産業強化対策事業

都道府県や複数市町村等広域的な対応が必要となる種苗生産施設、漁港漁場の機能向上のための施設整備等を支援

【交付率: 定額(1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)】



17 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【280（100）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への災害予防のために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備に対する助成、その他関連して行う基盤整備等に対する助成を行うことにより、災害に強い農村づくりを推進します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村又は農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-3502-6430）]

○ 「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、農業経営に著しい影響を及ぼしています。
- このため、**火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域**に対して、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす、農作物等への**被害を防除、最小化するために必要な施設整備等**を実施し、**災害への対応体制を強化**します。

事 業 内 容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

事 業 の 対 象

- 活動火山特別措置法に基づき、**都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域**内の、**農業者が組織する団体等**

補 助 率 等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の1／2以内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

18 次世代施設園芸導入加速化支援事業 [新規]

【3, 000 (一) 百万円】

対策のポイント

先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製・出荷までを一貫通貫して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーの供給を行う次世代施設園芸拠点の整備を進めます。

<背景／課題>

- ・我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるには、施設の大規模な集約によるコスト削減や、ICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出を図っていくことが必要です。
- ・また、近年の燃油価格の高騰を踏まえ、化石燃料依存からの脱却を目指し、木質バイオマス等の地域資源のエネルギーを活用していくことが必要です。

政策目標

整備地区において化石燃料使用量を5年間で3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現。

<主な内容>

1. 次世代施設園芸推進に必要な環境整備

民間企業や生産者をはじめ、地方自治体や研究機関等が構成員となるコンソーシアム（協議会）で運営方針等を協議し、異業種連携・直接流通等の差別化販売のためのマッチング等の取組を支援します。

2. 次世代施設園芸拠点の整備

次世代施設園芸拠点の中核施設となる木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用するエネルギー供給センター、完全人工光型植物工場を活用した種苗供給センター、高度な環境制御を行う温室、集出荷施設等の整備を支援します。

3. 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進

生産コスト縮減のための新技術実証や野菜の機能性等を向上させる生産技術実証、未利用資源・エネルギーの活用に係る実証等の取組を支援します。

（補助率：定額、2／3、1／2）
事業実施主体：民間企業・生産者・地方自治体等からなるコンソーシアム

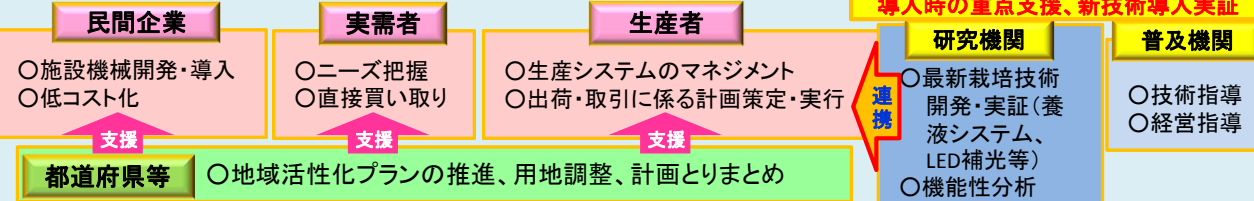
（お問い合わせ先：
生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-3593-6496））

次世代施設園芸導入加速化支援事業

次世代施設園芸拠点の一气通貫した取組

次世代施設園芸推進コンソーシアムで運営

導入時の重点支援、新技術導入実証



- 先端技術をもつ民間企業や強固な販路を持つ実需者等がメンバーとなる**コンソーシアムで団地を運営**。
- 研究機関や普及機関も新技術導入等を重点的に支援。
- 養液システムやフィルムメーカー等の農業分野の**民間企業による高度な技術指導**を実施。
- 商社やカット野菜メーカー等が**生産から流通販売まで参画し、作付品目、数量等を決定**。
- 参画する担い手の経営診断を実施し、長期にわたる団地経営の健全化。

共同活動

エネルギー供給センター

- 木質バイオマス等地域の未利用エネルギーの活用。



- ・木質バイオマスエネルギー等、**地域のエネルギーを活用し、抜本的な化石燃料からの脱却**を推進。
- ・エネルギー供給センターを設置し、団地にエネルギーを供給することで、**個別のハウスに燃料を輸送する経費を削減することも可能**。

種苗供給センター

- 植物工場でクリーンな苗を生産。



- ・環境が制御された苗供給センターを活用。**多品目で構成される団地に年間を通じて計画的に種苗を供給**。

※高収量を実現するトマトの新たな栽培技術である一段密植養液栽培では、年間を通して苗が必要となるため、完全人工光型植物工場である「苗テラス」を活用し、クリーンで高品質な苗を計画的に生産。

施設園芸団地における生産



- ・トマトやピーマン、花き等の**多品目、大規模な施設園芸団地を集結**。
- ・**環境制御システムや新技術導入**を行い、生産性向上。
- ・**周年雇用**を実現し、**地域の農地整備等、集落機能の維持にも活用**。

出荷センター

- ・団地に出荷センターを併設。
- ・調製・出荷コスト削減や生産情報管理による有利販売を実現。
- ・企業と直結した出荷を実現。

出荷



ハウス団地

次世代施設園芸で実現すること

- 地産地消エネルギーを利活用
- 高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施
- 出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化
- コスト削減と地域雇用の創出

研究開発事業との連携(技術会議)

- 拠点と連携し、先端技術の実証研究を実施

【先端技術の例】



遠隔管理による大規模施設の精密環境制御技術



熱源として地下水を利用したヒートポンプシステム

研究成果の迅速な導入

国民の食生活を支える次世代施設園芸

《産地》

- ・化石燃料から脱却し燃油価格高騰に左右されない経営基盤の確立。
- 生産を担う農家の**経営基盤の安定**。

《生産物》

- ・「できたものを売る」から「**売れるもの(ニーズのあるもの)を作る**」へ。
- 家庭用、加工・業務用の**用途別ニーズに対応した生産**。
(例: トマトの場合、加工・業務用は、果肉の硬い品種が人気)
カット野菜等の食品に適したトマトの品種を栽培することで、**日持ち性、食味のアップ**。
- コンソーシアムに**参画する民間企業(例: 外食企業)が購入・利用**。



《生産方法》

- ・野菜等は、気象条件により作柄が変動しやすく、保存性も乏しいため、価格が変動しやすい。
- 研究機関や民間企業のアドバイスにより、植物工場等を活用した新たな栽培・環境制御技術で、**安定した生産を実現**。
- いつでも、安定した価格でスーパーに並び、消費者に提供**。

《流通》

- ・出荷センターから、直接販売することで、鮮度維持、流通コスト削減。
- 新鮮な農産物を提供**。

貢献

国民の食生活へ貢献



マーケットインに基づいた農産物

安心・安全な農産物

安定供給・安定価格

高鮮度な農産物

19 加工・業務用野菜産地作柄安定対策事業〔新規〕

【2,000(一)百万円】

対策のポイント

加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・加工・業務用野菜の需要が野菜の需要全体の過半を占め、国産の加工・業務用野菜の安定供給体制の整備が課題となる中、近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となり、再び輸入が増加する状況になっています。
- ・このため、輸入野菜からのシェア奪還に向け、これまでの生鮮野菜産地等が加工・業務用への作付転換を進めるとともに、異常気象や連作障害に対処し安定的に供給できるような作柄安定技術の導入が喫緊の課題となっています。

政策目標

加工・業務用指定野菜の出荷量の増加

815千ﾄﾝ（平成20年度） → 1,327千ﾄﾝ（平成32年度）

<主な内容>

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材等の作柄安定技術を導入する場合に3年間支援します。

（支援額：7万円/10a（1年目）、5万円/10a（2年目）、3万円/10a（3年目））

補助率：定額
交付先：(独) 農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

<関連対策>

新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち国産原材料供給力強化支援事業

【1,071(一)百万円の内数】

加工・業務用需要に対応したサプライチェーンの構築に加えて、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術や機械化一貫体系の導入、鉄道や船舶等を活用した遠隔産地（輸送農業地域）からの青果物輸送の実証、長期安定供給に向けた取組について支援します。

補助率：定額、1／3以内
事業実施主体：協議会（農業者、流通業者等で構成）等

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-3502-5961）]

加工・業務用向け野菜出荷の増加に向けて

加工・業務用野菜産地作柄安定対策事業（新規）

【支援内容】 加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、**作柄安定技術を導入**する場合に、当該経費の相当額の一部を**定額の面積払**により支援。

・土壌・土層改良の実施、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病虫害防除資材の導入 等

【対象産地】 たまねぎなど輸入量が多く重要な野菜について、加工・業務用対応のための生産・流通の構造改革を図る産地。

・加工・業務用専用ほ場の設定、実需者との事前契約、加工用品種の導入、機械化一貫体系によるコスト削減 等

【産地の収益改善のイメージ(たまねぎの例)】

単位(万円/10a)	販売収入①	コスト②	収益①-②	その他
生鮮たまねぎ	40	34	6	
<従来>加工たまねぎ	28	27	1	調製・選別作業なし

↓ 作柄安定技術・専用機械の導入（初年度7万円/10a）

(構造改革3年後) 加工たまねぎ	34	24	10	単収2割アップ コスト1割削減
---------------------	----	----	----	--------------------

支援可能

産地での導入イメージ

新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち国産原材料供給力強化支援事業(拡充)

【支援内容】 加工・業務用野菜の生産を加速化するため、**新技術、機械化**の導入を支援。

・加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術や機械化一貫体系の導入、青果物の輸送コストを低減する取組 等

【対象産地】 たまねぎなど輸入量が多く重要な野菜等について、**加工・業務用野菜の生産量増加**に係る取組と目標を掲げた計画を策定した産地。

流通体系構築



新技術の導入



大型鉄コンテナ<流通コスト削減> キャベツ収穫機<機械化>【農業新技術2013選定・本年度より販売開始】

◆ たまねぎ（北海道畑作地帯）のケース

【産地の課題】

- ・近年の異常気象で加工たまねぎを安定供給できず**中国産を中心に輸入急増**。
- ・輸入品からのシェア奪還に向け、**異常気象下での作柄安定と産地の構造改革**が喫緊の課題。

【産地の対応】

- ・**播種前契約の導入**を通じて出荷量を確保するとともに、**大型コンテナを利用した契約ほ場からの無選別品の出荷を進め、流通コスト等を大幅に削減**。
- ・**作柄安定のための技術を早急に導入し、単収の向上を図る**。

大型ハーベスターでの収穫



大型コンテナでの貯蔵



加工・業務用を中心に輸入が急増しているたまねぎについて、**国産シェアの回復を図り、国産野菜の利用拡大に資する**。

◆ ほうれんそう（九州葉たばこ産地等）のケース

【産地の課題】

- ・口蹄疫復興、葉たばこの転換対策が喫緊の課題。
- ・**国内産地と競合しないよう、輸入割合の高い加工・業務用への進出が必要**。

【産地の対応】

- ・全国有数の**加工ほうれんそう専用産地**を形成(H22:0ha→H24:180ha)しつつ、**バリューチェーンの核となる冷凍野菜工場を整備**。
- ・**加工適性のある品種を選定し、大型収穫機の導入等により省力化を実現**。

一斉収穫が可能とした収穫機



加工用に栽培したほうれんそう



↑
40cm
↓

輸入が8割を占める冷凍ほうれんそう分野に進出し、輸入品からの置換えを図り、**国産野菜の利用拡大に資する**。また、産地での加工に取り組むことで、**バリューチェーンの構築とともに、高品質な冷凍ほうれんそうの輸出も視野**。

研究開発事業との連携(技術会議)

- 対象産地と連携し、先端技術の実証研究を実施

【先端技術の例】

- ・ハクサイ収穫機など加工・業務用野菜向け作業機
- ・ネギ、キャベツ、タマネギ等の加工・業務用新品種

研究成果の迅速な導入

20 国産花きイノベーション推進事業 [新規]

【500（－）百万円】

対策のポイント

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、日持ち性向上等の国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の花きは、オランダの国際園芸博覧会の品種コンテストで最高得点を獲得するなど世界的に高い評価を得ており、近年、輸出額は増加傾向にあります。一方、国内では安価な輸入切り花が増加しており、国産シェアの奪還と輸出の拡大が喫緊の課題となっています。
- ・このため、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進することが必要です。

政策目標

- 国産花きの産出額の拡大
(3,671億円（平成23年）→4,052億円（平成27年）)
- 花き輸出額の増大
(83億円（平成24年）→150億円（平成32年）)

<主要内容>

1. 花き関係者の連携への支援

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、生産者、研究機関、流通関係者、販売事業者等花き業界関係者が一堂に会して戦略を策定する協議会の設置・運営を支援します。

2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

国内外の花きの需要に柔軟に対応するため、国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けた、日持ち性向上のための管理技術の導入や物流の効率化等を推進します。

3. 国産花きの需要拡大

国産花きの需要拡大に向けた、花育の普及、プロモーション活動、オフィスや介護施設等における花や緑の利用を推進します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：花き業界関係者が組織する協議会等）

（お問い合わせ先：
生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03－6738－6162））

国産花きイノベーション推進事業(新規)

500,000(一)千円

- 国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、花き業界関係者が一体となった、日持ち性の向上等の国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組等を支援。

1. 花き関係者の連携への支援

- ・国産シェアの奪還と輸出拡大を図るため、生産者、研究機関、流通関係者、販売業者等、花き業界関係者が一堂に会した協議会の設置・運営

↓(支援の効果(例))

○産地が連携し年間を通じた安定供給体制を確立

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A産地												
B産地												
C産地												
D産地												

消費ニーズに沿った商品供給を行うことにより、輸入商品に対抗し、国内シェアを奪還するとともに安定的な輸出を実現

2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

- ・国産花きの強みを活かす生産供給体制の強化に向けた、日持ち性を向上させる管理技術の導入や物流の効率化等を推進

↓(支援の効果(例))

○産地の出荷前処理、流通段階の温度管理の徹底等による日持ち保証販売の拡大

産地

- ・採花後の前処理(抗菌剤等で水揚げ)の実施・温度管理(低温保管)等の徹底



市場

- ・荷捌き場(保温カーテンの利用)、輸送トラックの温度管理の徹底



小売店

- ・市場から店舗まで搬送時の温度上昇の防止(保冷車の利用)、低温ショーケースの利用等



日持ち保証販売、産地表示により国産の強みを強調

3. 国産花きの需要拡大

- ・国産花きの需要拡大に向けた、花育の普及、プロモーション活動、オフィスや介護施設における花と緑の利用推進

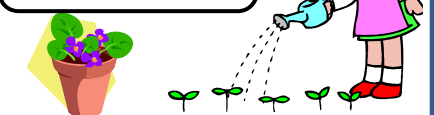


↓(支援の効果(例))

- オフィスや福祉施設での花と緑の利用拡大
- 学校・介護施設等での花育活動の浸透
- 生け花等我が国花文化の普及・継承



日常に花のある生活の定着



イノベーション実現
国産シェアの奪還
輸出拡大

生産者

流通関係者

販売業者

研究機関

関係者が一体となった取組

実需者

21 産地活性化総合対策事業

【3, 623 (2, 271) 百万円】

対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目毎の多様な課題の解決に向けた取組、産地に人材を供給する取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況におかれています。
- ・この状況を打開するためには、日本再興戦略等に基づき、「攻めの農林水産業」の具体化に向け、「強み」のある農畜産物の生産を図るため、マーケットインの発想から実需者等と一体となった産地形成や、産地における生産技術や流通システムの確立等が重要です。

政策目標

パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大
(7% (平成20年度) →19% (平成32年度)) 等

<主な内容>

1. 新品種・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援
「強み」のある産地形成を図るため、新品種やICT等の新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。
2. 薬用作物等地域特産作物産地確立への取組に対する支援
薬用作物等の産地形成を促進するために、栽培技術の確立等に向けた取組等を支援します。
3. 国産花きイノベーション推進事業
国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、日持ち性の向上等の生産・供給体制の強化、需要拡大に向けた取組等を支援します。
4. 援農隊マッチング支援事業
収穫期等の繁忙期における労働力を確保するため、普及指導員等によるシルバー人材センター、ハローワーク等と連携した援農者の斡旋や援農者への技術研修等を支援します。
5. 産地の収益力向上への取組に対する支援
産地の収益力を向上させるため、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、地域バイオマスの利活用、経営資源の有効活用、養蜂等振興の推進活動を支援します。

6. 飼料生産拠点育成の取組に対する支援

国産粗飼料の生産性を向上させるため、飼料生産拠点の育成や放牧の拡大等の取組を支援します。

7. 土地利用型作物の生産拡大の取組に対する支援

大豆・麦・飼料用米・業務用米等の生産拡大に必要な農地の高度利用に資する作付体系への転換や生産コスト低減を図るための取組等を支援します。

8. 農作業事故の防止に向けた取組に対する支援

農作業事故の防止に向けて、農作業事故の詳細な調査・分析や高齢農業者をはじめ地域全体の安全意識を向上させる取組を支援します。

9. 農畜産業機械等リース支援

新品種・新技術の導入、産地活性化、飼料生産拠点育成、経営資源の有効活用、地域作物支援に必要な農畜産業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

10. いぐさ・畳表生産者に対する支援

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

補助率：定額、1／2、1／3以内等
事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：		
1・5・9の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
2・10の事業	生産局地域作物課	(03-6744-2117)
3の事業	生産局園芸作物課	(03-6738-6162)
4の事業	生産局技術普及課	(03-3501-3769)
6の事業	生産局畜産振興課	(03-3502-5993)
7の事業	生産局穀物課	(03-3502-5965)
8の事業	生産局技術普及課	(03-6744-2111)

22 農業界と経済界の連携による 先端モデル農業確立実証事業 [新規]

【500（一）百万円】

対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国農業の生産性の向上等を強力に進めていくためには、農業界と経済界が連携して、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発など先端モデル農業の確立の取組を進めていく必要があります。

政策目標

産業界の努力も反映して担い手の生産コストを削減
(コメについては、現状全国平均（1万6千円／60kg）から4割削減（10年後））

<主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発など先端モデル農業の確立に向けた取組を支援します。

具体的には、次のような仕組みで取り組むこととします。

- ① 事業を実施する農業法人及び連携企業が共同でプロジェクト計画を作成し、プロジェクトを実施（3年以内）します。
- ② 毎年の収支を明確にした上で、販売収入と生産コストの差額（赤字）相当の一定割合を概算で補助します。
- ③ 新技術等の成果は、商品等の形で他の農業者にも広く普及していただくこととします。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-2143）]

農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証プロジェクトのスキーム

先進的な農業法人と経済界の企業等が連携プロジェクトを組んで、低コスト生産技術体系の確立、ICTを利用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発等の新たな先端モデル農業の確立に向けた取組を実施。

連携体制の構築

農業法人等

企業A
(ICT企業)

企業B
(農機・資材メーカー)

研究機関

※プロジェクト実施に係る経費を明確化することのできる体制であることが必要(コンソーシアムの形成等)。
※プロジェクトにフル参加するケースや一部の協力のみを行うケース等、様々な企業の参加形態が考えられる。

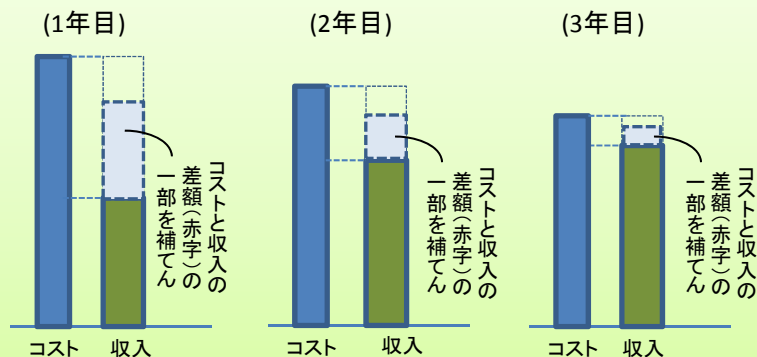
連携プロジェクトの策定

連携プロジェクトの実施(3年間)

毎年の収支を明確にした上で、販売収入と生産コストの差額(赤字)相当の一定割合を補てん

※生産コストにはプロジェクトの実施に必要な人件費、資材費、農地基盤整備費等を計上。

[支援のイメージ]



自走化

普及へ

成果の普及

●プロジェクトに参加した農業法人、企業は実証した技術、ノウハウを活かして経営をさらに発展。
●新技術等の成果は商品等の形で他の農家にも広く普及。

23 生産現場強化のための研究開発 (委託プロジェクト研究)

【2,716(2,002)百万円】

対策のポイント

生産現場の強化を下支えするため、低コスト・省力化、軽労化、気候変動に対応した技術、持続可能な養殖技術の開発、先端技術の実証研究を行います。

<背景／課題>

- ・国産農林水産物の競争力強化のためには、生産現場を強化することが重要であり、その下支えとして、多様な担い手の確保や生産性向上に必要な技術開発と実用化に向けた実証が不可欠です。
- ・このためには、経営規模の拡大に対応するための低コスト・省力化技術や、重労働を敬遠しがちな新規就農者や高齢・女性生産者の確保に向けた軽労化技術、気候変動に対応した安定生産技術や持続可能な養殖・漁業生産技術の開発、最適な技術体系及び経営の実証を行う必要があります。

政策目標

- 土地利用型農業における労働コストを半減(平成29年度)、飼料用米の生産コストを40%削減(平成32年度)、家畜の生産性向上及び衛生対策費の削減(生産コストを牛で約4%、豚で約5%削減)(平成32年度)
- 沿岸漁業資源の回復と養殖生産の安定化を実現し、水産基本計画における漁業生産目標の達成に寄与
(409万トン(平成22年度)→449万トン(平成34年度)) 等

<主要内容>

1. 低コスト・省力化、軽労化技術等の開発

土地利用型農業における自動農作業体系化技術、作業軽労化のための農業用アシストスーツ、施設園芸の高度環境制御技術、超多収飼料用米品種と低コスト生産・利用技術、家畜の革新的育種・繁殖・疾病予防技術等を開発します。

2. 生産環境の変化等に対応した技術の開発

地球温暖化など生産環境の変化が我が国の農林水産分野に与える影響を高精度に評価するとともに、影響評価に基づき、温暖化等に対応するための技術を開発します。

3. 持続可能な養殖・漁業生産技術の開発

沿岸漁場における生産の回復・安定化のため、赤潮等の早期発生予測技術、沿岸資源の自律的回復技術の開発、国内需要の大きいマグロ・ウナギ最新型養殖技術を開発します。

4. 国際競争力確保のための先端技術展開事業[新規]

我が国の農林水産業及び食品産業の国際的な競争力を確保するため、施設園芸や土地利用型農業等の産地育成に取り組む事業と連携して、コスト低減や収益増大を実現する先端的な技術体系及び経営を実証し全国へ普及します。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局			
1の事業	研究統括官(食料戦略、除染)	(03-3502-2549)	
	研究開発官(食の安全、基礎・基盤)	(03-3502-7430)	
2、3の事業	研究開発官(環境)	(03-6744-2216)	
4の事業	研究推進課	(03-3502-7438)	

生産現場強化のための研究開発

背景

国産農林水産物の競争力強化のためには、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化することにより、生産現場の強化が重要。
その下支えとして、多様な担い手の確保や生産性の向上に必要な技術を開発することが不可欠。

**担い手への農地集積や
耕作放棄地の解消の
加速化による生産現場の強化**



**国産農林水産物の
シェア拡大**



技術面で下支え

多様な担い手の確保や生産性向上・生産安定化・高付加価値化に必要な技術開発

開発フェーズ

低コスト・省力化、軽 労化等の技術開発



有人-無人協調作業システム

- ・農作業の自動化・軽労化技術の開発
- ・超多収飼料用米品種の育成と低コスト生産・利用技術の開発
- ・家畜の革新的育種・繁殖・疾病予防技術の開発



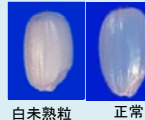
【アウトカム】

- 土地利用型農業における労働コスト半減【H29】
- 飼料用米生産コスト40%削減【H32】
- 1頭当たりの生産コストを牛で約4%、豚で約5%削減【H32】

生産環境の変化等に対 応した技術開発



2030～2100年の農作物の栽培適地を高精度で評価



高温でも白未熟粒等の発生が少ない品種の開発

- ・温暖化が農林水産分野に与える高精度な影響評価
- ・影響評価に基づく、温暖化等に対応するための生産安定技術等の開発



【アウトカム】

- 高温耐性品種の開発（10品種）、安定生産技術等の開発による収量・品質の安定化【H29】

持続可能な養殖・漁 業生産技術開発



ウナギ仔魚 (レプトセファルス) 仔魚飼育装置

- ・赤潮等の早期発生予測技術開発
- ・沿岸資源の自律的回復技術開発
- ・天然資源に依存しないマグロ・ウナギの最新型養殖技術開発



【アウトカム】

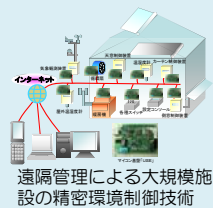
- 沿岸漁業資源の回復と養殖生産の安定化を実現し、水産基本計画における漁業生産目標の達成に寄与（409万トン（H22）→449万トン【H34】）

実証フェーズ

国際的競争力確保のため の先端技術展開事業

- ・産地育成に取り組む事業と連携し、実用化に近い先端技術の実証研究を実施。
- ・導入する先端技術は、産地のニーズを踏まえ、技術を保有する民間・大学・独法等から広く募集

【先端技術の例（施設園芸）】



遠隔管理による大規模施設の精密環境制御技術



【アウトカム】

- 大幅なコスト低減や収益増大した経営の実現及び普及【H30】

24 援農隊マッチング支援事業 [新規]

【100（－）百万円】

対策のポイント

普及指導員、シルバー人材センター、ハローワーク等の協力の下、収穫期等に農家等が必要とする労働力を円滑に供給します。

<背景／課題>

- ・野菜やいも類、果樹などを大規模に生産する際には、定植期や収穫期等に、一時的に多くの労働力が必要となりますが、近年、農村部では、高齢化や過疎化が進行し、必要な人材の確保が困難となっています。
- ・農家や農業法人が所得の向上を目指して経営規模・品目の拡大などを進めていくためには、その経営に見合った労働力を確保する必要があります。
- ・円滑な人材の確保のため、厚生労働省等と連携して取組を推進していく必要があります。

政策目標

繁忙期にあわせた労働力の安定確保

<主な内容>

1. 農家・農業法人の必要とする労働力の把握・確保

農家・農業法人が、必要とする人材の数や能力、期間等を求人票にまとめ、シルバー人材センター、ハローワーク等を通じて人材を確保する取組を支援します。

2. 都道府県域を越えた人材の確保

必要に応じて自県以外の都道府県のハローワーク等を通じた求人の実施を支援します。また、営農形態の似ている都道府県間で、人材情報や、援農隊の活用状況等について情報交換を行います。

3. 就労前技術研修の実施

初めて農家・農業法人に就労しようとする者等に対して、農具の使用法、農業機械の操作方法等についての研修を実施します。

4. 就労中の技術指導の実施

作業中の就労者に対して、農家・農業法人のメンバーと協力し、技術指導を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県）

<各省と連携>

- 厚生労働省 ・ハローワーク、シルバー人材センターなどでの募集に関する支援

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 （03-3501-3769）]

援農隊マッチング支援事業

- 規模拡大などを図る上で、定植期や収穫期等に一時的に必要な労働力を確保することが重要
- 農村地域では、高齢化や過疎化の進行により、必要な人材の確保が困難
- 労働力の不足する農家等に必要な人材(援農隊)を円滑に供給するため、人材を確保・育成する取組等を支援

規模拡大したいけど、忙しい時期に人の確保が難しいな



必要労働力の把握

- ・普及指導員が必要な人材の数、能力、期間等を把握

産地への援農隊の供給



広域での人材確保

- ・ハローワーク等と協力して必要な人材(援農隊)を確保
- ・県外も含め他産地の人材情報等を収集し産地内で共有



技術研修・指導

- ・初めて農業に携わる者に対する農業に関する知識・技術を事前研修
- ・就労中の技術指導



繁忙期にあわせた労働力の安定確保

営農規模・作目拡大等による所得の向上

25 鳥獣被害防止総合対策交付金

【10,000(9,500)百万円】

対策のポイント

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等、年度の切れ目に関係なく措置できる鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらす一因ともなっており、地域の実情に応じ、通年で措置できる鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっています。
- ・特に、24年3月に鳥獣被害防止特措法が改正されたことを踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、より効率的・効果的な対策を推進する必要があります。
- ・また、鳥獣被害防止対策を効果的に進めるため、環境省等と連携して、鳥獣捕獲の担い手の確保や捕獲活動を推進する必要があります。

政策目標

- 早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,000に増加
- 事業実施地区における鳥獣被害の低減等の事業総効果 269億円※

※ 侵入防止柵の耐用年数期間中における被害低減等の総額

<主な内容>

地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組に対する支援

基金を造成した上で、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を継続的に支援します。

具体的には、

- ・侵入防止柵等の整備
 - ・捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動
 - ・被害軽減に確実に結びつく新技術の実証
 - ・農業者団体等による鳥獣被害防止のための取組
 - ・県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組
 - ・都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組
 - ・地域の指導者の育成や捕獲鳥獣の食肉利用の促進等の対策
- 等へ支援します。

特に、被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊に対しては、重点的支援を行います。

<各省との連携>

- 環境省 ・鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護管理に係る人材育成、シカ・イノシシ等の保護管理を強化するための実態調査等、捕獲の推進を支援

補助率：1／2以内等
事業実施主体：全国協議会、地域協議会、民間団体等

お問い合わせ先：
生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室 (03-3591-4958)

鳥獣被害防止総合対策交付金（基金）

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等、年度の切れ目に関係なく措置できる鳥獣被害防止対策を総合的に支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金 10,000(9,500)百万円】

※ 全国及び都道府県段階に基金を造成

ハード対策

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設
- 焼却施設

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【補助率】

1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵

ソフト対策

【事業内容】

○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動

- ・発信器を活用した生息調査
- ・捕獲機材の導入
- ・鳥獣の捕獲・追い払い
- ・放任果樹の除去
- ・緩衝帯の整備
- ・捕獲に関する専門家の育成支援
- ・ICT等を用いた被害軽減に確実に結びつく新技術実証 等

捕獲機材の導入

緩衝帯の整備

実施隊への研修



スマートセンサーによる捕獲技術



大量捕獲技術
(シャープシューティング)

ICT等を用いた新技術の実証

○鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた農業者団体等民間団体が取り組む鳥獣被害総合防止活動

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動

○鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修 等

【事業実施主体】

全国協議会、地域協議会、民間団体 等

※ 地域協議会の取組については、侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を対象とする(ハード対策も同)

【補助率】

1/2以内等

※ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額(市町村(1団体)当たり原則2百万円以内)

※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組は、定額(市町村当たり原則1百万円以内)



26 6次産業化等による農林水産物・食品の 高付加価値化等の推進

【4, 501（3, 615）百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを本格展開するとともに、医食農連携など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・「日本再興戦略」においても、農林水産業を成長産業にする重要施策として6次産業化の推進が位置づけられているところです。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、医食農連携など農林漁業者と多業種の事業者とのネットワーク形成、これらの者のサポート体制の構築等を支援します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

（約1兆円（22年度） → 3兆円（27年度） → 10兆円（32年度））

<主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

（財投資金） 35, 000（35, 000）百万円

（株）農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組について、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

出資	25, 000（25, 000）百万円（産投出資）
融資（劣後ローン）	10, 000（10, 000）百万円（産投貸付）

事業実施主体：（株）農林漁業成長産業化支援機構

2. 6次産業化支援対策

3, 651（3, 615）百万円

（1）6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫により、農林漁業者と食品事業者・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、農林漁業者等による新商品開発・販路開拓、六次産業化・地産地消法等の認定者による施設整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは定額、2／3以内、1／2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 ）

(2) 6次産業化の支援体制等の構築 [新規]

6次産業化に取り組む農林漁業者等を全国的な視点からサポートするため、6次産業化中央サポートセンターを設置するとともに、情報交換会やセミナー等の開催、事例情報の収集・提供等を行います。

また、多様な分野に精通し、新たな6次産業化ビジネスを自ら創出する人材の育成を行います。

〔 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 〕

3. 医食農連携推進環境整備事業 [新規]

800 (一) 百万円

医学・農学等の関係者や食品産業事業者等による医食農連携に関するコンソーシアムが、食と健康の因果関係を科学的に調査・分析するための取組を支援します。

〔 補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等 〕

4. 介護食品普及推進事業 [新規]

50 (一) 百万円

介護食品を広く国民に普及させるための学識経験者等によるシンポジウムの開催や、食品事業者と栄養士や医師及び地方自治体などが連携した商品開発や配食サービス等を行う実証事業を支援します。

〔 補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等 〕

(関連対策)

5. 学校給食における地産地消の推進 [新規]

日本の食を広げるプロジェクト 4, 430 (3, 984) 百万円の内数

学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を文部科学省と連携しつつ支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：市町村、民間団体等 〕

<各省との連携>

- 文部科学省 ・ 文部科学省のスーパー食育スクール事業において、学校給食での地場産農林水産物の利用に係る食育効果の検証等を行い、成果を普及

お問い合わせ先：

- 1、2、5の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- 3の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室 (03-3502-8267)
- 4の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-3502-8237)

27 高収益型畜産体制構築事業 [新規]

【 1 0 3 (-) 百万円 】

対策のポイント

地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組の実証や、このような取組の全国的な普及活動等を支援します。

< 背景 / 課題 >

- ・我が国畜産・酪農では、農家戸数や飼養頭数の減少など生産基盤の弱体化が懸念されており、高収益型の畜産・酪農を推進していくためには、生産コストの低減・飼養規模の拡大とともに、畜産物の付加価値の向上や新たな需要創出等を進める必要があります。
- ・今後、畜産農家をはじめとして、地域に存在する各種支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）や関連産業等の関係者（乳業、食肉センター等）が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益力向上を図ることが重要であり、このような地域ぐるみの体制（畜産クラスター）の構築が望まれます。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された需要に応じた畜産物の生産数量目標及び飼料自給率目標を達成

< 主な内容 >

1. 畜産クラスターの実証に向けた支援 7 0 (-) 百万円
地域の特徴を活かして収益力を向上させる新たな取組を実証するために必要な調査・分析や実証設備の設置等に要する経費を支援します。
2. 畜産クラスターの全国的な推進 3 3 (-) 百万円
全国的な推進を図るため、方向性や課題の抽出及び検討、国内外の優良事例の調査・分析、普及活動等の取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

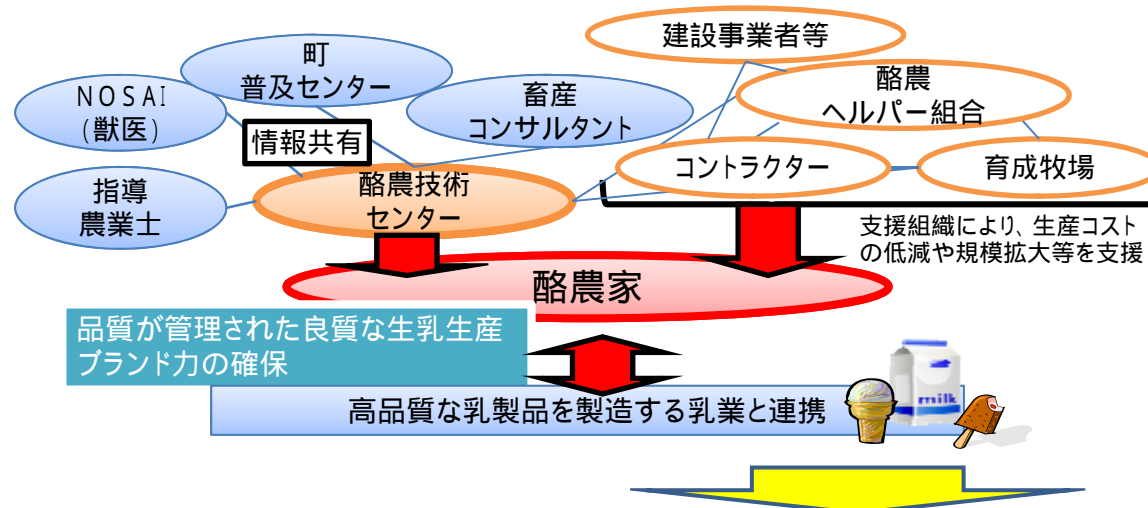
[お問い合わせ先：生産局畜産企画課 （ 0 3 - 3 5 0 1 - 1 0 8 3 ）]

高収益型畜産体制の構築

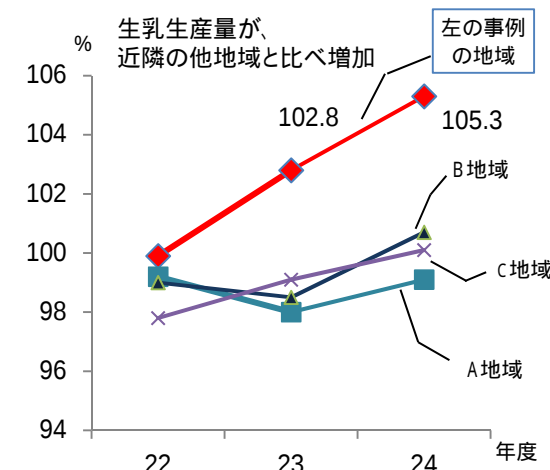
高収益型畜産体制構築事業 1億円(-)

- 農家戸数や飼養頭数の減少など畜産・酪農の生産基盤の弱体化が懸念されている中、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創出していくことが課題。
- このため、畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益力向上を図る体制(畜産クラスター)を各地に展開し、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出を目指す取組を支援。

< 畜産クラスターの優良事例 >



< 生乳生産状況(対前年比) >



このような事例を全国各地の畜産・酪農で展開するため

- 放牧(生産コストの低減、高付加価値化)
 - 旨味成分に着目した食肉生産
 - 情報共有と指導体制の再構築
 - キャトルステーションを活用した地域内一貫経営
 - 地元企業等の畜産・酪農関係への参入促進
 - 地域資源を利用した飼料費の低減と飼料自給率の向上
 - 衛生管理の強化、栄養機能の向上等に関する取組の推進
 - 環境対策の強化と耕畜連携による堆肥等の有効活用
- 等の新たな取組の実証を支援。



地域ぐるみで高収益型の畜産体制を構築

28 民間活力を活かした研究の推進 [新規]

【3, 000 (一) 百万円】

対策のポイント

全国に配置したコーディネーターが収集した生産現場や民間のニーズに基づき、民間企業等による事業化に向けた研究及び異分野と融合した共同研究を促進します。

<背景／課題>

- ・農林水産・食品分野においては、研究投資が他産業に比べ低調であり、革新的な技術の創出やその事業化が遅れ、産業技術力の強化につなげていない状況です。
- ・このため、民間企業等の事業化を促進するための研究開発や遺伝子工学、医療、IT、ロボット工学等異分野の革新的な技術を農林水産・食品分野へ活用する研究開発の促進が必要です。
- ・これらの研究開発を支援するためには、農林水産業の生産現場や民間の研究ニーズを把握する高度な知見を有したコーディネーターの配置が必要です。

政策目標

- 事業化促進研究において、平成30年度までに実施課題の90%以上で事業化
- 異分野融合共同研究において、平成30年度までに実施課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出

<主な内容>

1. 革新的技術創造促進事業

2, 875 (一) 百万円

農林水産業、食品産業の成長産業化を加速化するために必要な研究開発を支援します。

(1) 民間活力を活用した事業化の促進

農林水産業の生産現場や民間のニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援します。

(2) 異分野と連携した研究開発

技術シーズ等の情報提供の場を設置し、農林水産業の生産現場や民間のニーズ等のうち、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：(独) 農業・食品産業技術総合研究機構

2. 事業化を加速する産学連携支援事業

125 (一) 百万円

全国に配置されたコーディネーターが、農林水産業・産業界の研究ニーズ等を収集し、上記1の研究の課題設定を現場ニーズに対応したものとするとともに、研究の開発段階から産学が密接に連携し、早期に成果を実現できるよう支援します。

委託費
委託先：民間団体等

<各省との連携>

○ 内閣府ほか

・科学技術イノベーション総合戦略に基づき、府省連携の下、医療、理農、農工、薬農などの分野融合研究を支援

[お問い合わせ先:]

農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530)

民間活力を活かした研究の推進

全国に配置したコーディネーターが収集した、生産現場や民間のニーズに基づき、①民間企業等による事業化を促進するための研究、②異分野と融合した共同研究を支援。

- ・ 農林水産業の生産現場や民間の技術開発ニーズ
- ・ 研究機関が有する農林水産・食品分野の技術シーズ

アレルギーのある人も食べられる食品を提供したいな

希少価値のある薬用作物を安定的につくりたいな



ニーズ・シーズの把握

全国に配置したコーディネーター

ニーズ・シーズを踏まえた
研究課題の設定・公募

民間活力を活かした研究の実施

- ・ 企業等による農林水産業、食品産業に役立つ革新的技術の事業化促進研究や異分野融合共同研究を実施。
- ・ 事業化促進研究にあっては、委託先企業等が、成功時に研究費の100%、不成功時に10%を返済する仕組みを設け、企業の研究開発リスクを軽減。

【想定される研究課題(例)】

- ・ アレルゲンタンパク質を含まない農産物加工技術の開発
- ・ 薬用作物を効率的に栽培する生産システムの開発

農林水産・食品分野の成長産業化

- ・ アレルギーの人でも食べられる農産物の加工品の提供
- ・ 良質な薬用作物の生産拡大、通年安定供給

29 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 (競争的資金)

【5, 272 (4, 576) 百万円】

対策のポイント

農林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を、基礎から実用化まで継ぎ目なく推進します。産学官の技術力と柔軟な発想を活かした新品種開発研究を新たに支援します。

<背景／課題>

- ・農林水産・食品分野の成長産業化を図るためには、産学の研究勢力を結集し、公的研究機関等の基礎的研究の成果を基に着実に生産現場等で実用化につながる技術的成果を創出することが重要です。
- ・研究開発を提案公募方式により基礎段階から実用化段階まで継ぎ目なく支援するとともに、優れた研究成果を創出した研究課題は次の研究段階に進める仕組みを導入しています。
- ・新たに、産学官の技術力を活かし、実需者等の多様なニーズに応じた新品種の開発の支援を行います。

政策目標

実施課題の90%において、革新的な技術成果や実用化につながる技術成果を創出（平成29年度）

<主な内容>

1. 提案公募による研究開発

(1) シーズ創出ステージ

産学の研究機関の独創的な発想に基づき、将来、アグリビジネスに結びつく革新的な技術シーズを創出するための研究開発を支援します。

(2) 発展融合ステージ

創出された技術シーズを基に、異分野の産学の研究機関との融合や研究人材の交流により、実用技術の開発に向けて発展させるための研究開発を支援します。

(3) 実用技術開発ステージ〔拡充〕

国の重要施策や農林水産・食品分野の現場の多様なニーズに対応した技術の実用化に向けた研究開発を支援します。

また、新たに研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、農産物の「強み」を生み出す品種育成を支援します。

2. 研究課題の進行管理や研究成果の普及等に関する調査分析

研究課題の審査、進行管理、評価から普及状況等の把握まで一貫した調査・分析を行うとともに、研究開発の成果の普及等を推進します。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先:]

農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-6744-7044)]

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

農林水産・食品分野における産学連携による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
攻めの農林水産業に対応した新品種開発を新たに支援

基礎段階

応用段階

実用化段階

シーズ創出ステージ

新規公募
を実施

産学の研究機関からの
独創的な発想から、将来、
アグリビジネスにつながる
革新的なシーズを創出する
研究開発を推進。

研究期間：原則3年以内

発展融合ステージ

新規公募
を実施

創出されたシーズを基に、産学の研
究機関が結集し、実用化に向けた発
展的な研究を推進。

※ 多段階選抜方式を導入

フェーズⅠ

研究期間：1年間

フェーズⅡ

研究期間：原則2年以内

実用技術開発ステージ

新規公募
を実施

【現場ニーズ対応型】

実用化に向けた出口（研究成果）を明確化した技
術開発を推進。

研究期間：原則3年以内

【重要施策対応型】

総合特区、地域イノベーション戦略推進地域に対
応した技術開発を推進。また、緊急対応を要する場
合も対応。

研究期間：原則3年以内

【育種対応型】（拡充）

- ・ 研究開発当初から実需者等のニーズを的確
に反映させ、産学官の技術力を活かし、農林
水産物の「強み」を生み出す品種育成を推進。
- ・ 研究初期から実需者と研究機関等が一体と
なったコンソーシアムを対象。

研究期間：原則5年以内（早期育成を優先）

研究費：Aタイプ2千万円以内／年

Bタイプ1千万円以内／年

※優れた研究成果を創出した課題は、公募を通さずに次の研究ステージに移行できる仕組みを導入

30 技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発 (委託プロジェクト研究)

【3, 146 (3, 014) 百万円】

対策のポイント

実需者等のニーズに的確に対応した品種開発等を行います。また、再生可能エネルギーを効率的に生産・利用するための技術開発等を行います。

<背景／課題>

- ・品種開発には長い年月がかかること等により、実需者等のニーズの変化に育種が対応しきれておらず、我が国農業の「強み」を活かしきれていませんでした。
- ・このため、育種のスピードアップや育種素材の多様化により、我が国育種基盤の強化を図るとともに、育種ステージの早期段階から実需者等が参画した育種体制により、実需者等のニーズに的確に対応した品種等を開発することが必要です。
- ・また、農山漁村の活性化のためには、農山漁村で豊富に得られるバイオマスや地中熱等の熱エネルギー等の地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の確立に資する技術開発を推進することが必要です。

政策目標

- 実需者ニーズに即した品種の開発・普及による国産農産物のシェア拡大
(パン・中華めん用小麦シェア 3% (平成24年度) → 10% (平成32年度) 等)
- 地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の構築

<主な内容>

1. 「強み」を生み出すための品種等の開発

(1) ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発

育種期間を短縮できる「DNAマーカー育種」の利用推進、従来の育種法では対応が難しい形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発等を行います。また、薬剤抵抗性害虫の発生を事前に判定するための技術の開発等を行います。

(2) 海外植物遺伝資源の収集・提供強化〔新規〕

2 国間共同研究によりアジア地域の途上国ジーンバンク等に所蔵されている植物遺伝資源の特性情報を解明するとともに、熱帯地域の植物遺伝資源の増殖手法を開発します。

(3) 広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発

実需者ニーズに的確に対応し、大規模生産が可能となる業務・加工用の水稻・小麦・大豆等品種及び生産技術を開発するとともに、実需者ニーズに応じた加工適性を持つ野菜・果樹品種及び生産・加工・鮮度保持技術を開発します。

2. 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発

(1) 地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料及び化学製品の製造技術の開発

バイオ燃料製造に適した資源作物や微細藻類の育種・栽培技術等を開発するとともに、林地残材から石油代替燃料や高付加価値な化学製品を製造する技術等を開発します。

(2) 施設園芸における効率的かつ低コストなエネルギー利用技術の開発

施設園芸において、農地の浅層地中熱等を利用する技術に加え、効率的かつ低コストなエネルギー供給装置及びその利用技術等を開発します。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局

1 の (1) の事業	研究開発官 (食の安全、基礎・基盤)	(03-3502-7435)
(2) の事業	技術政策課	(03-3502-7436)
(3) の事業	研究統括官 (食料戦略、除染)	(03-3502-2549)
2 の事業	研究開発官 (環境)	(03-3502-0536)

技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発

現状

品種開発には長い年月がかかること等により、実需者等のニーズの変化に育種が対応しきれておらず、我が国農業の「強み」が十分活用されているとは言い難い状況。

ゲノム育種技術の推進

- 稲、麦、大豆、園芸作物のDNAマーカーの開発
- 稲、園芸作物のDNAマーカー育種の全国展開



育種の
スピードアップ

海外植物遺伝資源の収集・提供強化

- 共同研究による遺伝資源の特性情報の解明等を通じ有用な育種素材を取得
- 熱帯地域の植物遺伝資源の増殖手法の開発



育種素材の
提供

育種の効率化とスピードアップ、育種素材の多様化による
我が国育種基盤の強化



育種ステージの早期段階から実需者等が
参画した育種体制による品種の開発



- 超多収良食味及び業務・加工用水稻品種の開発
- 実需者ニーズに応じた加工適性及び広域適応性を持つ小麦・大豆品種等の開発
- 加工・業務用野菜・果樹品種の開発



品種の特長を活かすための生産・加工・保存技術の開発



我が国の「強み」を活かした高付加価値農産物の提供を研究面で下支え

現状

我が国の施設園芸は、燃油価格高騰や産地が分散して小規模なことから高コスト構造であり、再生可能エネルギーの利用拡大や大規模化による生産性向上・低コスト化が求められている。

再生可能エネルギーの利活用技術の開発

- 低コストなCO₂を施用するための貯留・供給装置及び効果的な施用技術を開発
- 中・低温の熱エネルギー利用技術と組み合わせた地域別の実証試験を実施



供給・回収・貯留
熱・電気・CO₂
バイオマス暖房機等



地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の構築

31 需要フロンティア拡大のための研究開発 (委託プロジェクト研究)

【674(561)百万円】

対策のポイント

国産農林水産物の需要拡大に資する技術開発を行います。

<背景／課題>

- ・我が国の農林水産物については、海外市場のニーズに合致する品種や栽培法の選定を行うことが、輸出拡大を目指す上で重要です。
- ・輸出戦略の重要品目であるブリ類については、通年出荷体制の構築と病害虫対策等を通じた低コスト化が大きな課題となっています。
- ・高齢化や健康志向の高まりにより需要の増大が見込まれる医薬品や医療用素材への農畜産物の活用により、新しい需要の創出が期待されています。

政策目標

○国産農林水産物について、1,000億円程度の新たな需要を創出(平成32年度)

<主な内容>

1. 国産農産物の多様な品質の非破壊評価技術の開発

海外市場のニーズに合致する品種や栽培法の選定、国内外の市場における国産農産物の訴求ポイントの明確化等に資するため、国産農産物の多様な品質(機能性、食味、加工特性等)を、生産現場において非破壊で、かつ迅速に評価することを可能とする光学的評価技術を開発します。

2. 養殖ブリ類の輸出促進のための低コスト・安定生産技術の開発

養殖ブリ類の安定的な通年出荷体制の確立と生産コストの削減に資するため、ブリの人工種苗を、通常の天然養殖用種苗を使用するよりも早期に低コストで安定的に生産する技術と、ゲノム情報等を活用してブリ類の病害虫耐性品種等を短期間で育種する技術を開発します。

3. 医薬品作物、医療用素材等の開発

開発が進められているスギ花粉症治療薬となるコメや、カイコ・家畜由来の原料を用いた医療用素材等について、動物やヒトでの安全性・有効性の評価試験等を実施します。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

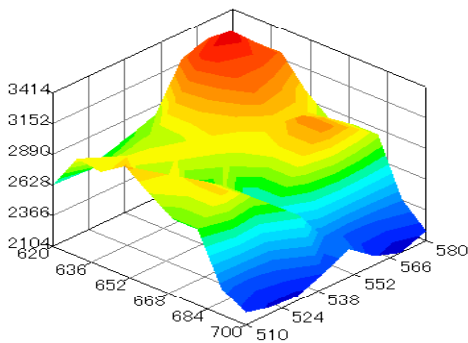
- 1、3の事業 農林水産技術会議事務局研究開発官(食の安全、基礎・基盤)
(03-3502-7435)
- 2の事業 農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)
(03-6744-2216)

需要フロンティア拡大のための研究開発

背景・現状

- ・我が国の農林水産物については、海外市場のニーズに合致する品種や栽培法の選定を行うことが、輸出拡大を目指す上で重要
- ・輸出戦略の重要品目であるブリ類については、通年出荷体制の構築と病虫害対策等を通じた低コスト化が大きな課題
- ・高齢化や健康志向の高まりにより需要の増大が見込まれる医薬品や医療用素材への農畜産物の活用により、新しい需要の創出が期待されている

国産農産物の多様な品質の
非破壊評価技術の開発

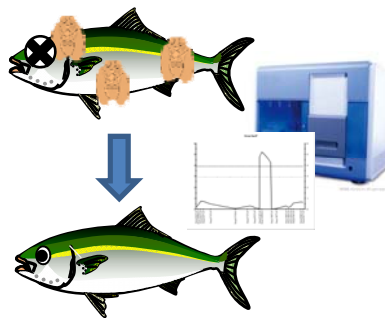


基盤技術による果実の分光データ

国産農産物の多様な品質を詳細に把握することを通じて、海外市場のニーズに合致する品種や栽培方法を選定するための光学的評価技術の開発

成果を現場に適用
(平成30年度以降)

養殖ブリ類の低コスト・
安定生産技術の開発



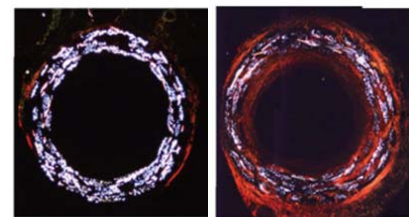
病虫害に強い品種をゲノムを利用し
短期間で育成
→生産コストの低減

・人工種苗を通常の天然養殖用種苗を使用するよりも早期に低コストで安定的に生産する技術の開発
・ゲノム情報を活用して病虫害耐性品種等を短期間で育種する技術の開発

成果を現場に適用
(平成29年度以降)

農畜産物の機能を活用した
医薬品作物、医療用素材等
の開発

小口径絹人工血管



移植後2週間

移植後12週間

絹人工血管(白色部分)が
移植後徐々に生体成分に
置き換わる

スギ花粉症治療米、小口径絹人工血管等の有効性・安全性の確認

医薬品・医療機器としての
承認取得
(平成32年度以降)

国産農林水産物の需要を、2020年までに1,000億円程度拡大

32 新品種・新技術の開発・普及・保護

【7,740(3,113)百万円】

対策のポイント

新たな品種や生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知財も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、日本再興戦略において、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により「強み」のある農畜産物の創出を進めることとされているところ。
- ・このため、マーケットインの発想から、実需者等と一体的に品種育成や産地づくりを進める取組、戦略的な知財活用の取組等を推進することが必要です。

政策目標

○「強み」のある産地の形成

今後3年間で農産物及びその加工品の売上が1億円以上の産地を 新たに100以上創出

<主要内容>

I 「強み」を生み出すための品種等開発の加速化

1. 実需等ニーズに即した品種開発の加速化

実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、育種当初から実需等ニーズを的確に反映させた新品種の開発等を推進します。また、実需者等の多様なニーズに即応するため、育種期間を短縮できる「DNAマーカー育種」の利用推進、様々な形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発を行います。さらに、独法等が所有する埋もれた品種等をデータベース化し、その利用を促進します。

広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発	312(213)百万円
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業(うち育種対応型)	400(―)百万円
ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発	2,303(2,256)百万円
オンデマンド品種情報提供事業	70(―)百万円
	委託費
	委託先：民間団体等

2. 海外遺伝資源の導入円滑化

海外の有用な遺伝資源を円滑に導入できるよう、民間等の育種主体のニーズを踏まえた上で、有望な遺伝資源保有国との良好な関係の構築と遺伝資源取得ルートの確立、資源保有国内における有用な遺伝資源の特定を効果的に推進します。

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業	61(28)百万円
遺伝資源の機能解析等に係る途上国能力開発事業(ODA)	33(24)百万円
海外植物遺伝資源の収集・提供強化	95(―)百万円
	委託費、補助率：定額
	委託先、事業実施主体：民間団体、独立行政法人等

3. 種苗産業の活性化

植物新品種の保護強化・活用促進を図るため、種苗輸出大国オランダの業界団体(プランタム)の取組をモデルに、種苗産業の共通課題の解決を可能とする総合的な取組体制の構築に向け、必要な環境整備等を推進します。

植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業	26(―)百万円
	委託費、補助率：1/2以内
	委託先、事業実施主体：民間団体等

Ⅱ 「強み」を活かすための産地化支援

1. 「強み」のある農畜産物の生産体制の強化

「強み」のある産地形成を図るため、新品種やＩＣＴ等の新技術等を活用して、実需者、生産者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組を総合的に支援します。また、埋もれた品種等の発掘や実需者等との結びつき強化、普及指導員を含めた産地の人材育成、種苗の機動的な供給体制の整備、農業機械のリース導入等の取組も支援します。

新品種・新技術活用型産地育成支援事業等 1,200 (一) 百万円
補助率：定額、1/2 以内等
事業実施主体：協議会（都道府県、農業者、実需者等で構成）等

2. 「強み」を活かす共同利用施設整備の促進

強い農業づくり交付金において、新品種・新技術等を活用して、「強み」のある産地形成を図る取組の一環として実施される共同利用施設の整備を促進するための優先枠を創設します。

強い農業づくり交付金（新品種・新技術対応優先枠） 3,000 (一) 百万円
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

Ⅲ 「強み」を守るための知的財産の保護・活用

○ 知的財産の総合的活用の推進

育成者権や商標権等複数の知的財産を戦略的に活用する知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援します。

知的財産の総合的活用の推進 182 (128) 百万円
補助率：定額、1/2 以内
事業実施主体：民間団体等

(関連対策)

1. 果樹・茶の新品種等への転換の促進

果樹・茶について、優良品目・品種への転換、高品質化を加速するため、産地ぐるみで改植を実施した際の改植及びこれに伴う未収益期間に対する支援等を行います。

果樹・茶支援関連対策 7,018 (6,830) 百万円
補助率：定額、1/2 以内
事業実施主体：民間団体等

2. 家畜の改良対策の推進

家畜改良の重要な役割を担う種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するために必要な基礎的なデータを全国的・効率的に収集する体制整備や、DNA解析情報も活用することにより、より精度の高い遺伝的能力評価を実施します。また、我が国固有の品種である和牛の優位性を確保するため、精液等の和牛遺伝資源の適切な管理を強化します。

併せて、牛の個体識別情報を活用した家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化や、豚の個体情報の消費者への効率的な提供等を行います。

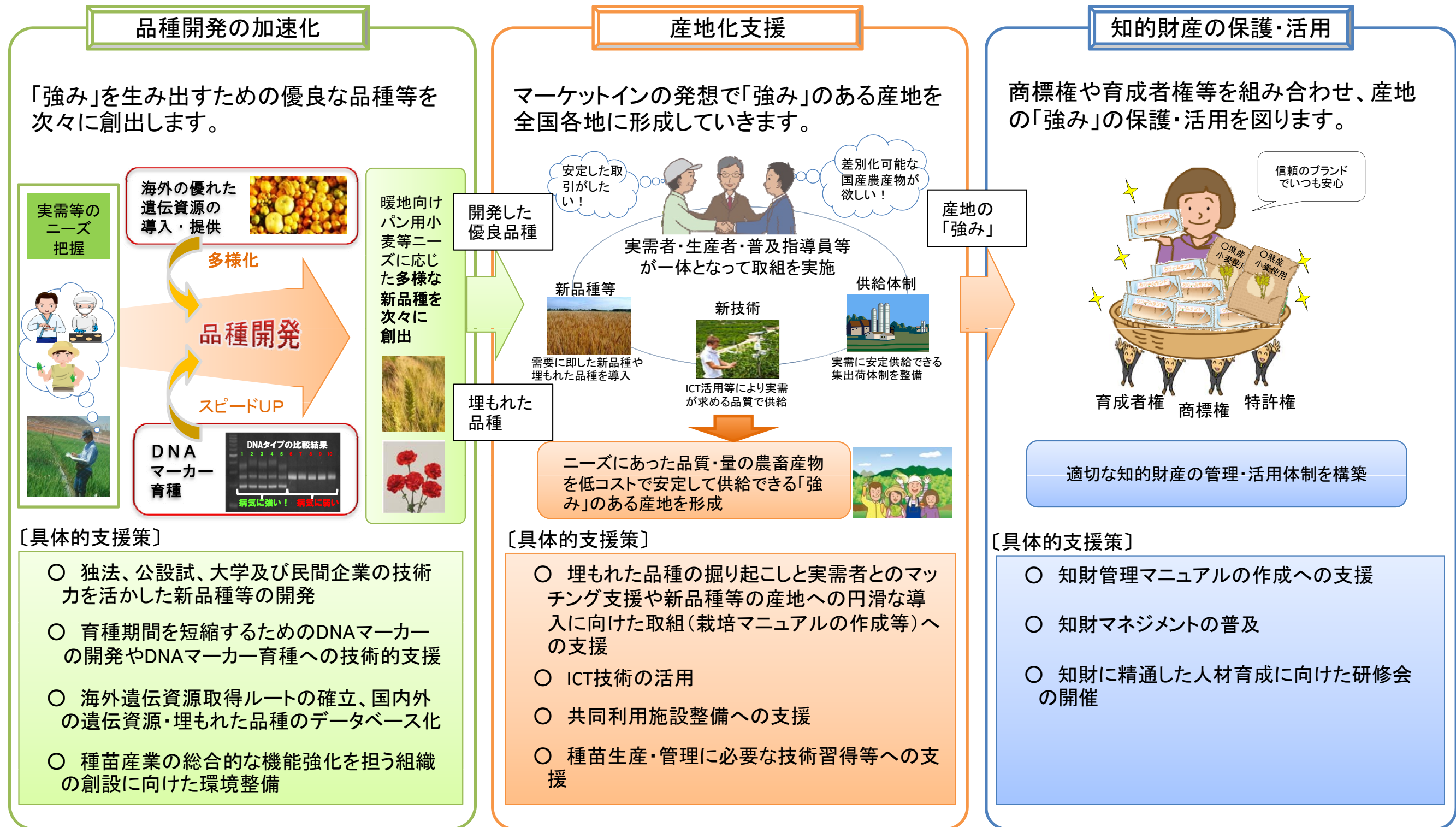
多様な畜産・酪農推進事業 684 (556) 百万円の内数
補助率：定額、1/2 以内
事業実施主体：都道府県、大学、生産者団体、民間団体等

お問い合わせ先：

I の 1 の事業	技術会議事務局研究推進課	(03-3502-7462)
I の 2 の事業	大臣官房環境政策課	(03-3502-8056)
I の 3、Ⅲ の事業	食料産業局新事業創出課	(03-6738-6169)
Ⅱ の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
関連対策 1 の事業(果樹)	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)
関連対策 1 の事業(茶)	生産局地域作物課	(03-6744-2117)
関連対策 2 の事業	生産局畜産振興課	(03-6744-2587)

新品種・新技術の開発・普及・保護に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着



33 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 [新規]

【468（一）百万円】

対策のポイント

数十種類にも及ぶ薬用作物について、地域ごとのほ場条件にあわせた栽培技術等の最適化を図るため、産地固有の課題解決に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、8割以上を中国からの輸入に依存していますが、漢方薬メーカーからの要望もあり、国内需要の拡大が見込まれ、また耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる作物として国内生産への関心が高まっています。
- ・ 薬用作物は、一定の品質をクリアするための栽培技術の確立など生産上の課題への対応が必要なことから、厚生労働省や研究機関と連携して生産体制を整備することが求められています。

政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を平成28年度までに1.5倍に拡大（平成22年度比）

<主な内容>

薬用作物等産地確立支援

薬用作物の産地形成に向けて、以下の取組を支援します。

- （1）地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
- （2）安定した生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
- （3）低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・ 漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
 - ・ 薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

[お問い合わせ先：生産局地域作物課（03-6744-2117）]

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

- 国内の漢方薬の生産金額が拡大する中で、原料となる薬用作物は、今後とも**需要の拡大が見込まれる数少ない作物**。契約栽培の下、一定の品質規格をクリアすれば**複数年間実需者の購入が見込まれ**、これを経営に組み込むことで、**農業の所得向上・経営安定に大きく貢献**することが期待される。
- 地域としても、薬用作物の産地化を促進していくことで、**耕作放棄地の活用**や**中山間地域の活性化**を図っていくことが可能。
- また、薬用作物の生産拡大を通じた**医食農連携の実現**も可能。
- このため、**薬用作物の産地化における課題に即応する産地に対し支援**。

産地

- ・所得を増やしたい
- ・地域を活性化したい
- ・後継者を確保したい
- ・耕作放棄地を解消したい

しかし、何を栽培してよいか分からない！



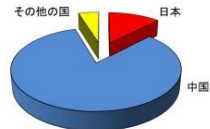
- ・何を栽培したら良いのか
- ・種苗はどのように入手できるのか
- ・どうやって作るのか
- ・いくらで売れるのか etc

実需者(漢方薬メーカー)

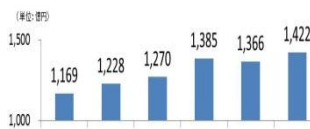
- ・原料を中国に依存
- ・中国国内の需要量増大
- ・輸入価格の上昇
- ・漢方薬需要の増大 etc

国内での安定供給を希望

○漢方製剤等の原料生産国



○漢方製剤等の生産金額の推移



情報交換が必要

各々が有するニーズ
情報の交換・共有

国内での生産を
希望する品目 etc

(サイコ、シャクヤク、
トウキ、ボウフウ、
カノコソウ、センブリ、
オタネニンジン
etc)



産地化の検討



栽培可能な
品種・面積 etc

産地化への対応方向

課題

- 契約栽培の相手先をどう見つけるのか。
 - 一般的な種苗会社では種子・種苗を販売していない。
 - 「日本薬局方」に定める品質規格をクリアするための栽培技術の定着が必要。
 - 使用できる農薬、農業用機械が少ない。
- 等の課題が存在。

産地化の取組

- 産地側と実需者のマッチングの促進
- 種子・種苗の安定供給体制の確立
- 実証等による栽培技術の確立
- 農業用機械の改良
- 栽培マニュアルの作成

『攻めの農林水産業』
『健康長寿社会』

の実現

新たな産地形成

地域特産品の開発
観光との連携

34 成長産業化のための政策シーズの構築

【568（586）百万円】

対策のポイント

農林漁業の成長産業化に必要な政策シーズを構築するため、市場ニーズに即した新商品の創出、海外における知的財産の侵害対策、種苗生産基盤の強化、植物新品種の保護等を支援します。

<背景／課題>

- ・農林漁業の成長産業化を図るためには、地域の農林水産物や資源を活用した革新的な新事業の創出、6次産業化、農商工連携等の取組の推進に必要な各種施策の共通基盤となる政策シーズを構築することが必要です。

政策目標

農林漁業の成長産業化に必要な政策シーズ構築による6次産業化の市場規模拡大への貢献
(約1兆円(22年度)→3兆円(27年度)→10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 325（361）百万円

食料産業分野におけるイノベーションの創出を促進するため、農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携による市場ニーズに即した新商品等の創出を支援するほか、機能性成分を活用した商品化やAI（アグリインフォマティクス）システムの実用化を支援します。

（委託費、補助率：定額、2／3以内、1／2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 知的財産の総合的活用の推進 182（128）百万円

農林水産物・食品の知的財産の発掘・活用等による新事業創出、知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、地理的表示を活用した付加価値向上への取組、知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

3. 植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業〔新規〕 26（－）百万円

植物新品種の保護強化・活用促進を図り、産学官連携による「強み」のある産地形成を促進するため、種苗輸出大国オランダの業界団体（プランタム）の取組をモデルに、種苗産業の共通課題の解決を可能とする体制の構築に向けて必要な環境整備等を推進します。

海外種苗需要・流通実態調査委託事業 5（－）百万円
輸出種苗病害検査手法実用化委託事業 4（－）百万円
種苗産業におけるオープンイノベーションの推進委託事業 9（－）百万円
国内種苗生産基盤強化事業 8（－）百万円
委託費、補助率：1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

4. 東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進委託事業

36(45)百万円

東アジア各国の品種保護制度の整備・充実に支援し、その国際調和を図るため、各国の政策決定者による「東アジア植物品種保護フォーラム」の会合を開催するとともに、植物新品種の審査基準の作成などに関する協力活動を実施します。

東アジア包括的植物品種保護戦略委託事業	26(26)百万円
種苗特性分類調査委託事業	4(4)百万円
登録品種の標本・DNA保存等委託事業	5(5)百万円
	委託費
	委託先：民間団体等

[お問い合わせ先： 食料産業局新事業創出課 (03-6738-6169)]

35 食品産業の強化

【513（422）百万円】

対策のポイント

食品産業の基盤の強化・国際化を図るとともに、農林漁業と食品産業の連携によるバリューチェーン（価値連鎖）の形成や、食料品アクセス環境の改善等食品産業の強化に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業・食料関連産業は、我が国有数の産業分野の1つであり、その潜在的成長力を顕在化させ、市場規模の拡大を図ることが急務となっています。
- ・ このため、国際的に通用する食品の品質管理体制の強化やトレーサビリティシステムの確立、食料品アクセス環境の改善や災害対応力の強化を図る必要があります。
- ・ また、食品産業が、生産者と消費者との絆を強める架け橋として、1次産業で生み出された価値を2・3次産業へつなぎ、消費者へ提供するといった、バリューチェーンの形成に貢献することが求められています。

政策目標

食品関連産業の市場規模の拡大

（95.3兆円（平成21年度） → 120兆円（平成32年度））

<主な内容>

1. クラウド活用型食品トレーサビリティ・システム確立委託事業[新規]

51（一）百万円

既存のトレーサビリティ・システムのデータを、クラウド上で翻訳・統一し、農場から食卓までをつなぐ汎用性の高いシステムの構築のためのグランドデザインを検討するとともに、モデル的な地域の農林水産物・食品を対象に、クラウドシステムの構築から運用までの実証を行い、国内システムの汎用化・グローバル化を推進します。

委託費
委託先：民間団体等

<各省との連携>

- 総務省 情報通信技術面での課題の検討を担当
- 経済産業省 家電産業との連携による新たな価値の創出等の観点から検討に参加

2. 食品の品質管理体制強化対策事業

284（255）百万円

国産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の国際標準の導入促進に係る取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

3. 食料品アクセス環境改善対策総合事業[新規]

54 (一) 百万円

地域の関係者が市町村等と連携して食料品アクセス問題の改善に向けた協議会を設置・運営する取組を支援するとともに、民間事業者と市町村等とのマッチングや先進事例等の情報発信等を行うためのコミュニティサイトを構築します。

また、食品の共同仕入等のシステムを活用して、非食料品店に食料品を手頃な価格で購入できる売り場を創出する取組を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

4. 国際標準化推進委託事業

20 (25) 百万円

食品に関するISO等国際標準をめぐる諸外国の情勢等を把握するとともに、関連国際会議において諸外国と連携を図りながら、我が国の食品産業の実態に即した国際標準の原案作成に関する検討等を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

5. 災害に強い食品サプライチェーン構築事業

31 (34) 百万円

首都直下型地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、災害時でも機能するサプライチェーンの構築に向けた食品事業者等による連携・協力体制の構築とその実証を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

6. 食料品バリューチェーン構築支援事業

54 (60) 百万円

バリューチェーンの優良事例の整理及び促進方策の検討のほか、商品情報の共有化等が可能となる流通BMSを導入するための検討・検証や、食品表示の実態調査を踏まえた原料・商品規格書のガイドラインの検討・普及等を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

7. 卸売市場間ネットワーク形成推進事業

19 (22) 百万円

複数の卸売市場の関係業者が策定する「卸売市場連携計画」に基づき、ネットワーク間で共同利用する卸売市場内外の物流施設において、低温保管倉庫や低温配送施設等を新たにリース方式により導入する場合にリース料の一部を支援します。

〔補助率：1／2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：			
1、2、4の事業	食料産業局企画課	(03-3591-8654)	
3、5、6の事業	食料産業局食品小売サービス課	(03-3502-5741)	
6、7の事業	食料産業局食品製造卸売課	(03-3502-8237)	

36 日本の食を広げるプロジェクト

【4, 430（3, 984）百万円】

対策のポイント

国内外における国産農林水産物・食品の市場拡大に向け、学校給食等における国内消費拡大や国別・品目別輸出戦略に沿った輸出拡大、日本食・食文化の発信等の取組を推進します。

<背景／課題>

- ・食料自給率及び食料自給力の維持向上を実現するためには生産面の努力に加え、消費面でも大幅な変革が必要です。
- ・国内外では、教育、健康・福祉、観光や文化等多様な面からも日本の「食」への関心が高まっています。
- ・国内外の市場を目指して、国産農林水産物・食品の消費を拡大していくためには、現場の発想と多様な面からの関心を捉え、様々なモノ・サービスと結びつけつつ、学校給食等における国内消費拡大や国別・品目別輸出戦略に沿った輸出拡大、日本食・食文化の発信等の取組を推進する必要があります。

政策目標

- 国産農林水産物・食品の消費を拡大
（平成25年度から平成29年度までに売上向上率10%向上）
- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
（4,497億円（平成24年）→1兆円水準（平成32年））

<主な内容>

1. 地域の農林水産物の活用促進

（1）食のモデル地域の育成

地域で生産・加工される国産農林水産物・食品の消費拡大を推進するため、「食のモデル地域」における商品開発、販路開拓、人材育成等を支援します。

（2）地域の取組の全国展開

食のモデル地域等での消費拡大の動きを全国的に拡大するため、商談会の開催や消費拡大促進フェア等の取組を支援します。

（3）学校給食における地場食材の利用拡大

現場の創意工夫を生かし、学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を文部科学省と連携しつつ支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：市町村、協議会、民間団体等

<各省との連携>

- 文部科学省
・文部科学省のスーパー食育スクール事業において、学校給食での地場産農林水産物の利用に係る食育効果の検証等を行い、成果を普及。

2. 全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大

(1) 全国的な消費拡大のためのイベントを実施

生産者と消費者、日本と世界の絆を深め、我が国の農林水産業・食品産業、農山漁村がもつ素晴らしい価値を発信するための様々なイベントを実施します。

(2) 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率の維持向上のため、異業種（医療・福祉、観光等）と連携しつつ国産農林水産物の消費拡大を図る取組に加え、食料自給率向上への寄与が大きい国産食材（米、麦、大豆、米粉等）を中心とした消費拡大を推進します。

（ 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 ）

3. 輸出拡大及び日本食・食文化の普及

(1) 輸出に取り組む事業者を支援

ジャパン・ブランドの確立を図るための海外市場におけるマーケティング活動、品目別ロゴマークの開発・普及や、通年又は長期安定供給体制の構築に向けた産地間連携による輸出モデルの実証の取組、国際的に通用する認証等の取得を支援します。また、先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証の取組を支援します。

(2) 日本食・食文化の普及を推進

外務省や日系の外食・小売業者等と連携して、日本食・食文化の発信力向上を図るため、料理学会等による国内外での取組や著名シェフ等による海外で発信・普及を行う人材育成の取組等を強化するとともに、海外における情報発信拠点の設置を支援します。また、被災地産品の輸出回復を推進します。

（ 委託費、補助率：定額、2／3以内、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等 ）

<各省との連携>

- 外務省 ・外務省所管のJICAが主催する国内外の研修等において、我が国の農林水産物・食品に関する取組についてのプログラムを実施し、日本食・食文化を普及する人材を育成。

お問い合わせ先：

プロジェクト全体について 大臣官房食料安全保障課

(03-6744-2352)

1(1)、(2)について 生産局穀物課

(03-3502-7950)

1(1)、3(2)の人材育成の取組について

食料産業局小売サービス課 外食産業室

(03-3502-8267)

1(3)について 食料産業局産業連携課

(03-6744-1779)

2(1)について 食料産業局食品製造卸売課

(03-3502-8237)

2(2)について 大臣官房食料安全保障課

(03-6744-2352)

3(1)、(2)の情報発信拠点の設置及び被災地産品の輸出回復について

食料産業局輸出促進グループ (03-6744-7045)

日本の食を広げるプロジェクトの全体イメージ

※ 26年度新規・拡充部分を中心に記載

全 国

- 食のモデル地域等での消費拡大の動きを全国的に拡大するための商談会の開催や消費拡大促進フェア等の取組を支援(補助)
- 生産者と消費者、日本と世界の絆を深め、我が国の農林水産業・食品産業、農山漁村がもつ素晴らしい価値を発信するための様々なイベントを実施(委託)
- 顕彰や国産品ポイント活動等消費者への普及啓発による国産食材の消費拡大(委託)[拡充]
 - ・食料自給率向上への寄与が大きい国産食材(米、麦、大豆、米粉等)を中心とした消費拡大を推進

成
果
・
情
報
の
共
有

海 外

- 国別・品目別輸出戦略に沿った事業者等の取組
- 日本食・食文化の普及(補助・委託)[拡充]
 - ・外務省等と連携し、日本食・食文化を発信・普及する人材育成を推進
〔 海外の著名なシェフの招聘等への支援、料理学会等の開催等を推進 〕
 - ・海外における情報発信拠点の設置及び被災地産品の輸出回復を推進
- 輸出に取り組む事業者を支援(補助)[拡充]
 - ・ジャパン・ブランドの確立、通年又は長期安定供給体制の構築
〔 ブランド確立のための品目別ロゴマークの開発・普及、
〔 産地間連携による輸出モデル実証の取組を支援 〕
 - ・輸出環境整備の推進
〔 国際的に通用する認証等の取得の取組を支援 〕
 - ・先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証の取組を支援

モデル地域等の産品の消費拡大を全国に展開

- ・地域の産品等を全国の消費者等に知ってもらう
- ・異業種(医療・福祉・観光等)を巻き込んで更なる消費を拡大

モデル地域等の産品の消費拡大を海外に展開

- ・地域の食文化や産品を世界へ発信し地域及び日本の魅力を知ってもらう
- ・地域の産品等の輸出拡大やインバウンド促進につなげる

地 域

食のモデル地域の育成 (補助)

- 「食のモデル地域」における、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を支援

学校給食への地場食材の 利用拡大(補助)[新規]

- 学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を支援

波及

波及